

海陽町
高齢者保健福祉計画
第8期介護保険事業計画

【令和3（2021）年度～令和5（2023）年度】

令和3（2021）年3月

海 陽 町

目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 関連計画との関係	2
4. 計画の期間	2
5. 計画の策定体制	3
(1) 計画策定委員会での審議	3
(2) アンケート調査の実施	3
6. 日常生活圏域	4
7. 第8期介護保険事業計画のポイント	5
(1) 計画の見直しにおける基本的な考え方	5
(2) 制度改正の概要	8

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1. 人口・世帯等の状況	10
(1) 現在の人口	10
(2) 人口及び高齢化率の推移	11
(3) 高齢者世帯の状況	13
(4) 要支援・要介護認定者数の状況	14
2. 将来推計	16
(1) 高齢者人口の推計	16
(2) 要支援・要介護認定者数の推計	17
3. 日常生活圏域ニーズ調査結果にみる高齢者の状況	18
(1) 介護・介助の必要性や原因について	18
(2) 健康状態	20
(3) リスク該当状況	21
(4) 社会参加の状況	22
(5) 地域づくりへの参加意向	23
(6) 主観的幸福感について	23
(7) 相談窓口等の把握について	24
(8) 運転免許返納について	25
(9) 「海陽町行き！生き！高齢者外出応援事業」について	27
4. 在宅介護実態調査結果にみる高齢者の状況	28
(1) 世帯類型	28
(2) 主な介護者について	28
(3) 家族等による介護の状況	29
(4) 主な介護者が行っている介護について	30
(5) 介護のための離職の有無	31
(6) 介護保険サービス以外の支援・サービスについて	32
(7) 施設等への入所・入居の検討状況	33
(8) 主な介護者が不安に感じる介護等について	34

5. 介護保険サービスの実施状況と特徴	35
(1) 介護保険サービスの状況と第7期計画の達成状況	35

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念	41
2. 計画の基本目標	42
3. 施策の体系	43

第4章 元気な高齢者づくり

1. 健康づくり	44
(1) 高齢者の健康増進事業の充実	44
(2) 生活習慣病予防の推進	45
(3) 健康意識の向上	48
(4) 「けんこう海陽21（第2次）」の推進	48

第5章 安心して快適に住み続けられるまちづくり

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	49
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	49
(2) 一般介護予防事業	50
2. 地域包括ケアシステムの充実	52
(1) 地域包括支援センターの機能強化	52
(2) 地域ケア会議の推進	52
(3) 在宅医療・介護連携の推進	53
(4) 認知症施策の推進	53
(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	55
(6) 生活支援サービスの整備	55
3. 高齢者への生活支援	56
(1) 配食サービス（一般高齢者）	56
(2) 軽度生活援助事業	56
(3) 買物支援事業	57
(4) 生きがい活動支援通所事業	57
(5) 生活管理指導短期宿泊事業	57
4. 住民相互で支え合う地域づくりの推進	58
(1) 総合相談・支援事業の推進	58
(2) 地域における支え合いの促進	58
(3) 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進	60

5. 高齢者が安心して暮らせる環境の整備	62
(1) 福祉のまちづくりの推進	62
(2) 高齢者の利用に配慮した公共的施設の整備	62
(3) 移動手段の確保	62
(4) 住環境の整備	63
(5) 交通安全対策の推進	63
(6) 防災対策の推進	64
(7) 感染症対策に係る体制整備	64
(8) 防犯体制の整備	64

第6章 生きがいつくり・社会参加の促進

1. 高齢者の生きがいつくり	65
(1) 老人クラブ活動	65
(2) 生涯学習推進事業	65
(3) 町民スポーツ・体操の振興	66
(4) 世代間・地域交流の促進	66
2. 高齢者の社会参加の促進	67
(1) シルバー人材センター	67
(2) 高齢者のボランティア活動の促進	67

第7章 要支援・要介護者への支援

1. 介護給付・予防給付サービスの実施	68
(1) 居宅・介護予防サービス	69
(2) 地域密着型サービス	74
(3) 施設サービス	77
2. 介護保険サービスの質の確保	79
(1) 適切なサービス提供体制の確保	79
(2) ケアマネジャーの人材育成・資質向上	79
(3) 相談・苦情処理の体制づくり	80
(4) サービス評価の普及	80
3. 介護保険事業の円滑な運営	81
(1) 第8期における第1号被保険者保険料の算定	81
(2) 介護保険サービス事業費の見込み	82
(3) 介護保険の財源構成	85
(4) 第1号被保険者負担分相当額の見込み	85
(5) 保険料収納必要額	86
(6) 第1号被保険者の介護保険料の基準額	86
(7) 所得段階別保険料の基準額に対する割合	87
(8) 広報体制の充実	88
(9) 適正な要介護認定	88
(10) 介護給付適正化に向けた取り組み	88
(11) 民間事業者の参入促進	90
(12) 地域密着型サービス運営委員会の開催	90

第8章 計画の推進

1. 連携体制の整備	91
(1) 庁内連携の強化	91
(2) 地域との連携	91
(3) 県及び近隣市町との連携	91
2. 進捗状況の把握と評価の実施	91

資料編

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国では、世界に類をみないスピードで高齢化が進み、令和元（2019）年10月1日現在、65歳以上の高齢者の人口は3,589万人（高齢化率28.4%）、75歳以上人口は1,849万人（後期高齢化率14.7%）となり、65～74歳人口を上回っています。また、全ての団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年、全ての団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年は、人口・世帯構造も高齢者像も大きく変容します。

本町においては、これまでも国の動向や法改正の趣旨等に沿って、高齢者福祉や介護サービスの基盤整備をはじめ、高齢者が地域において、生涯いきいきと安心して暮らすことができるよう、取組を推進してきました。今後、総人口が減少を続ける中、本町においても後期高齢者の割合が高くなり、令和7（2025）年には、65歳以上は47.9%、75歳以上は30.0%と見込まれており、さらに、令和22（2040）年には、65歳以上は57.7%、75歳以上は38.6%と見込まれます。高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるように地域包括ケアシステムの充実に向けた、深化・推進に取り組んでいく必要があります。

また、高齢社会において、認知症等により判断能力が十分ではない方々が、財産管理や日常生活を円滑に行えるように社会全体で支え合うことが、喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行しました。成年後見制度の利用の促進には、市町村の取り組みが不可欠であることから、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定める必要があります。

本計画は、高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画が令和2（2020）年度で終了することを受け、第7期計画の検証及び見直しを行いながら、後期高齢者数がピークを迎える時期を見据え、超高齢社会の諸問題に対応するため、新たな計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づき策定する「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条第1項の規定に基づき策定する「市町村介護保険事業計画」の2つの計画を、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき、一体的に策定するものとなります。

また、「市町村成年後見制度利用促進基本計画」は成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づいて策定されることとなっており、「成年後見制度利用促進基本計画」としても位置づけています。

3. 関連計画との関係

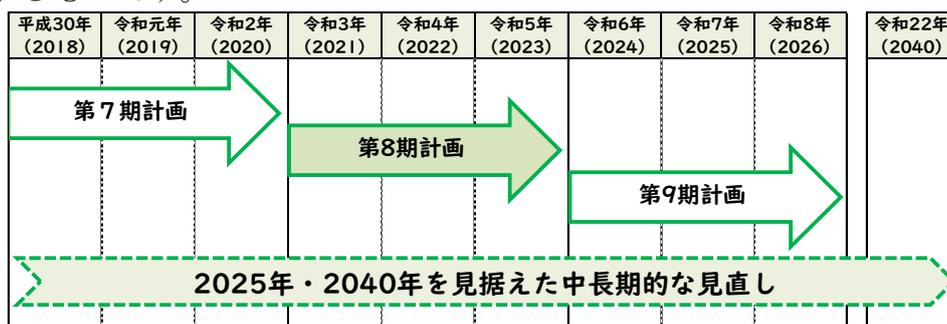
本計画は、町行政の基本指針として「第2次海陽町総合計画」を上位計画とし、「第2期海陽町子ども・子育て支援事業計画」、「第3次海陽町障がい者計画・第5期海陽町障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」等の保健・医療・福祉施策に関する計画と連携や整合性を十分に考慮し、高齢者福祉を総合的に推進していく計画と位置づけます。

また、徳島県の「徳島県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」や「徳島県保健医療計画」、「徳島県介護給付適正化計画」と整合性を図り、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、取組を推進します。

4. 計画の期間

本計画は、令和3（2021）年度を初年度とする令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とし、併せて団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、中長期的な視野に立った見直しを示しています。

なお、介護保険法第117条により、厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、3年を1期として策定するものです。



5. 計画の策定体制

(1) 計画策定委員会での審議

本計画の策定にあたり、地域の特性をいかした計画とするため、学識経験者、保健・医療・福祉の関係者、被保険者等からなる「海陽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、今後の高齢者福祉、介護保険事業等の在り方について協議し、広い視野からの検討審議を受けて、計画を策定しました。

(2) アンケート調査の実施

<介護予防・日常生活圏域ニーズ調査>

要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況および各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に、国が示した調査票に町独自の設問を追加した形で実施しました。

対象者	令和2（2020）年6月1日現在、海陽町にお住まいの65歳以上の方 （要介護1～5の認定を受けている方は除く）
実施期間	令和2（2020）年7月1日（水）～令和2（2020）年7月17日（金）
実施方法	郵送配布、郵送回収
回収状況	発送件数：3,465件 有効回収件数：2,328件 有効回収率：67.2%

<在宅介護実態調査>

高齢者等の適切な在宅生活の継続と、家族等介護者の就労継続の実現に向けて、どのようなサービスが必要かを検討するうえでの基礎資料とするために実施しました。

対象者	海陽町内の在宅で生活している要介護1～5の認定を受けている方のうち認定更新申請及び区分変更申請を行った方
実施期間	令和2（2020）年1月6日（月）～令和2（2020）年6月30日（火）
実施方法	認定調査員による聞き取り調査
回収状況	106件

6.日常生活圏域

地域における高齢者の生活を支える基盤は、保健・福祉や医療関連の施設だけでなく、「住まい」や他の公共施設・交通網、さらには、こうした地域資源をつなぐ人的なネットワークも重要な要素です。地域ケアを充実させるためには、これらが複合的に連携し、地域住民の生活を支えるものとして機能することが重要になってきます。そのため、これからは、要介護状態になっても、住み慣れた地域において介護を受けながら生活できる基盤の整備が必要であるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心していつまでも暮らせるよう、町民が日常生活を営むために行動している範囲ごとに区分した「日常生活圏域」を設定し、その範囲内で保健・医療・福祉サービス等の利用が完結するように、サービス基盤の整備が重要となります。

本町では、地理的条件や人口等を考慮し、前計画に引き続き、町全体を1圏域と設定することとします。

7.第8期介護保険事業計画のポイント

(1) 計画の見直しにおける基本的な考え方

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和2（2020）年7月31日）より

2025年・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備

いわゆる団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年、更にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年の高齢化の状況及び介護需要を予測し、第8期計画で具体的な取組内容や目標を計画に位置付けることが必要となっています。

なお、サービスの基盤整備を検討する際には介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を図る必要があります。

地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指すものです。この理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組が重要となります。

介護予防・健康づくり施策の充実・推進

可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図ることが求められています。

その際、一般介護予防事業の推進に関して「PDCA^{*}サイクルに沿った推進にあたってデータの利活用を進めることやそのための環境整備」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」を行うこと、総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を作成すること、保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進、在宅医療・介護連携の推進における看取りや認知症への対応強化等を図ること、要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標設定等が重要となります。

※PDCA：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったもの。

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る 都道府県・市町村間の情報連携の強化

高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取組として、「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような住宅も増えており、また、生活面で困難を抱える高齢者が多いことから、住まいと生活支援を一体的に提供する取組も進められているところです。

こうした状況を踏まえ、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切にサービス基盤整備を進めるため、都道府県が住宅型有料老人ホームの届出に関する情報を市町村へ通知することとする規定が盛り込まれました。こうした取組の実施により都道府県・市町村間の情報連携を強化することが必要となります。

また、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の整備状況も踏まえながら第8期計画の策定を行い、サービス基盤整備を適切に進めていくことが必要です。

認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく必要があります。

具体的な施策として①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の5つの柱に基づいて施策が推進されています。

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンス（証拠）の収集・普及とともに、通いの場における活動の推進など、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への「備え」としての取組が求められています。

地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

現状の介護人材不足に加え、令和7（2025）年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となります。このため、第8期計画に介護人材の確保について取組方針等を記載し、計画的に進めるとともに、都道府県と市町村とが連携しながら進めることが必要です。

さらに総合事業等の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進等による業務の効率化の取組を強化することが重要となっています。

災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害や感染症対策に係る体制整備が急務となっています。

ウイルスの感染拡大防止策の周知啓発、代替サービスの確保に向け、施設職員への研修を充実させるとともに、マスクやガウンなどの防護具や消毒液の備蓄や調達、輸送体制の整備が必要となっています。また、災害に備え、避難訓練の実施や食料、生活必需品の備蓄、災害の種類別に避難にかかる時間や経路の確認が求められています。

(2) 制度改正の概要

令和2（2020）年6月に公布された、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2（2020）年法律第52号）に基づき、令和3年4月より順次に施行される介護保険制度改正等についての主な内容は以下のとおりです。

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する 市町村の包括的な支援体制の構築の支援

【社会福祉法、介護保険法】

- ①市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行い、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

【介護保険法、老人福祉法】

- ①認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ②市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

医療・介護のデータ基盤の整備の推進

【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ①介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができる」と規定する。
- ②医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ、提供することができることとする。
- ③社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ①介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ②有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

社会福祉連携推進法人制度の創設

【社会福祉法】

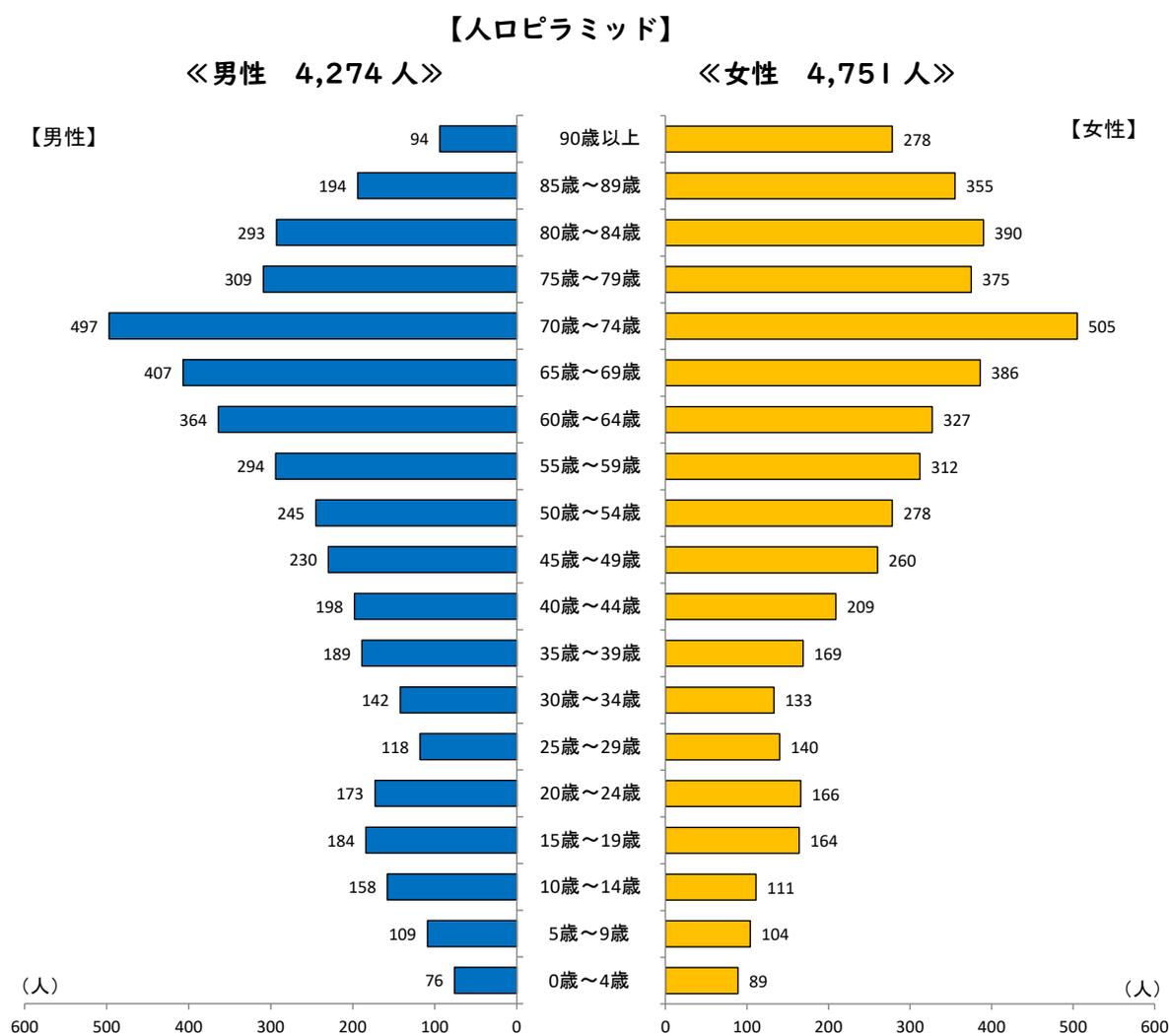
- ①社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1.人口・世帯等の状況

(1) 現在の人口

令和2（2020）年9月末現在の本町の人口構造をみると、男女ともに70～74歳と団塊の世代が最も多くなっています。65歳以上人口をみると、男性より女性が、約500人多くなっています。



(2) 人口及び高齢化率の推移

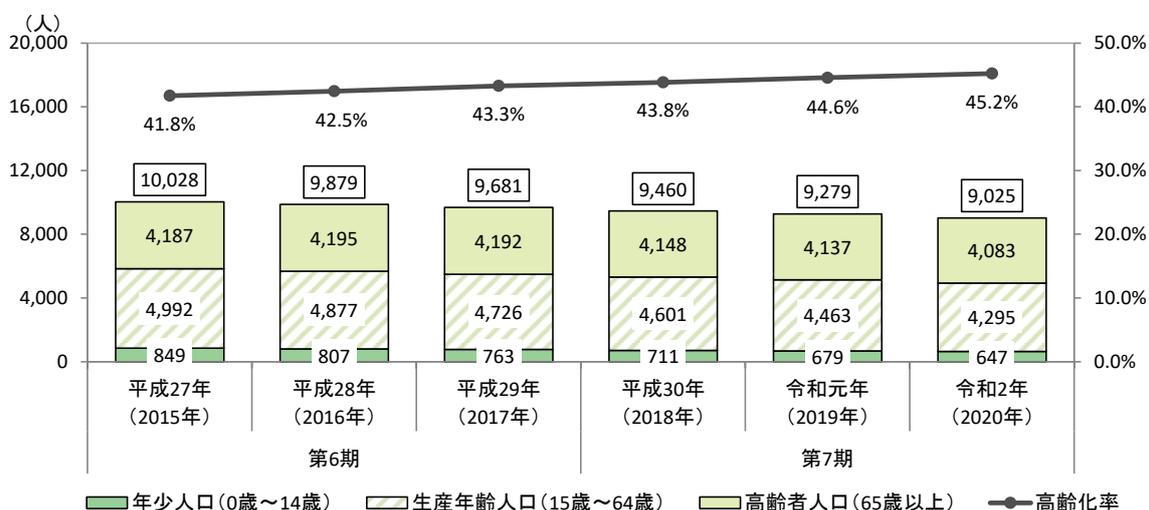
① 人口構成の推移

本町の令和2(2020)年9月末現在の人口は、9,025人であり、平成24(2012)年から人口減少傾向が続いており、平成27(2015)年からの6年間では人口が1,003人減少しています。

また、年々高齢化が進み、高齢化率が上がっており、平成27(2015)年(41.8%)から令和2(2020)年(45.2%)にかけて3.4%上昇しています。

単位：人

区分	第6期			第7期		
	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
総人口	10,028	9,879	9,681	9,460	9,279	9,025
年少人口(0歳～14歳)	849	807	763	711	679	647
生産年齢人口(15歳～64歳)	4,992	4,877	4,726	4,601	4,463	4,295
40歳～64歳	3,122	3,037	2,941	2,867	2,781	2,717
高齢者人口(65歳以上)	4,187	4,195	4,192	4,148	4,137	4,083
65歳～74歳(前期高齢者)	1,804	1,795	1,797	1,781	1,772	1,795
75歳以上(後期高齢者)	2,383	2,400	2,395	2,367	2,365	2,288
高齢化率	41.8%	42.5%	43.3%	43.8%	44.6%	45.2%
総人口に占める75歳以上の割合	23.8%	24.3%	24.7%	25.0%	25.5%	25.4%

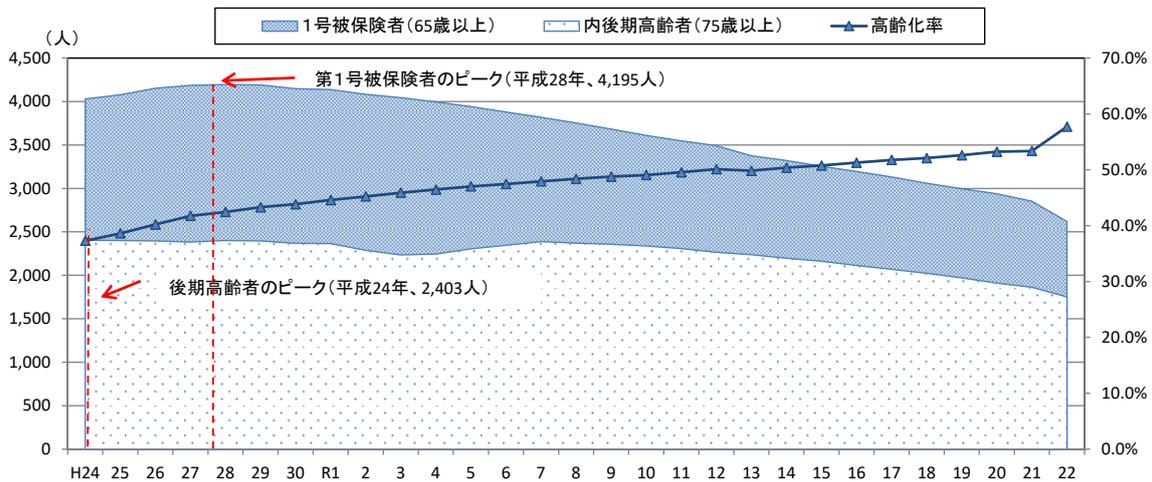


※資料：住民基本台帳 各年9月末日現在

② 高齢者人口の推移

第1号被保険者（65歳以上）の推移をみると、平成28（2016）年の4,195人をピークに減少傾向で推移する見込みとなっています。

また後期高齢者（75歳以上）の推移をみると、平成24（2012）年の2,403人をピークに減少傾向で推移し、令和3（2021）年から令和7（2025）年にかけては増加、それ以降は減少傾向で推移する見込みとなっています。

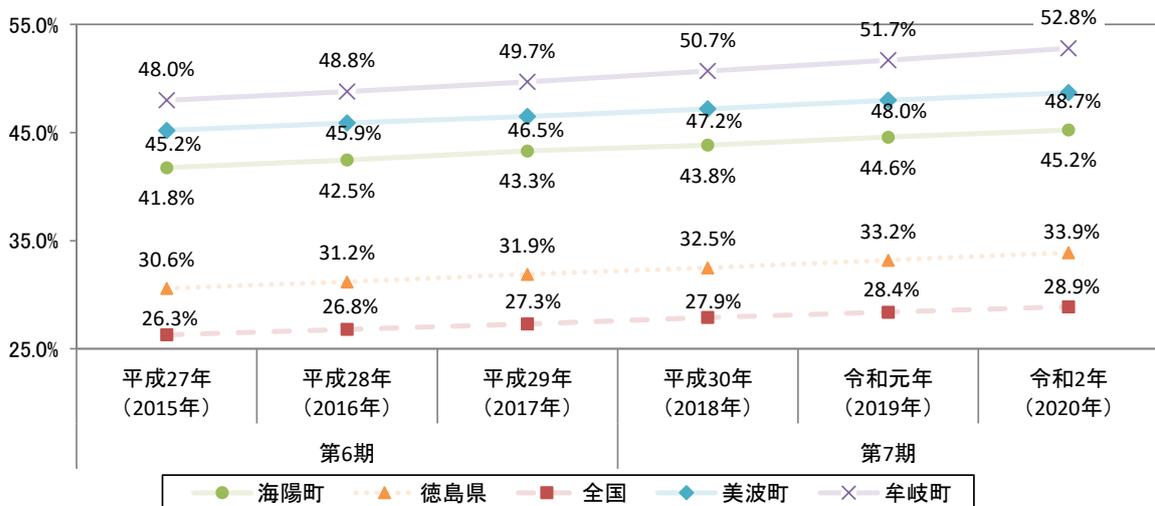


※資料：住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計した結果をグラフ化しています。

③ 高齢化率の比較

海陽町の高齢化率は、全国・徳島県より10ポイント以上高くなっています。

また、徳島県高齢者保健福祉圏（南部2）で比較すると、高齢化率は海陽町が最も低くなっており、令和2（2020）年では、南部2は高齢化率が45.0%以上となっています。



※資料：海陽町は住民基本台帳 各年9月末日現在

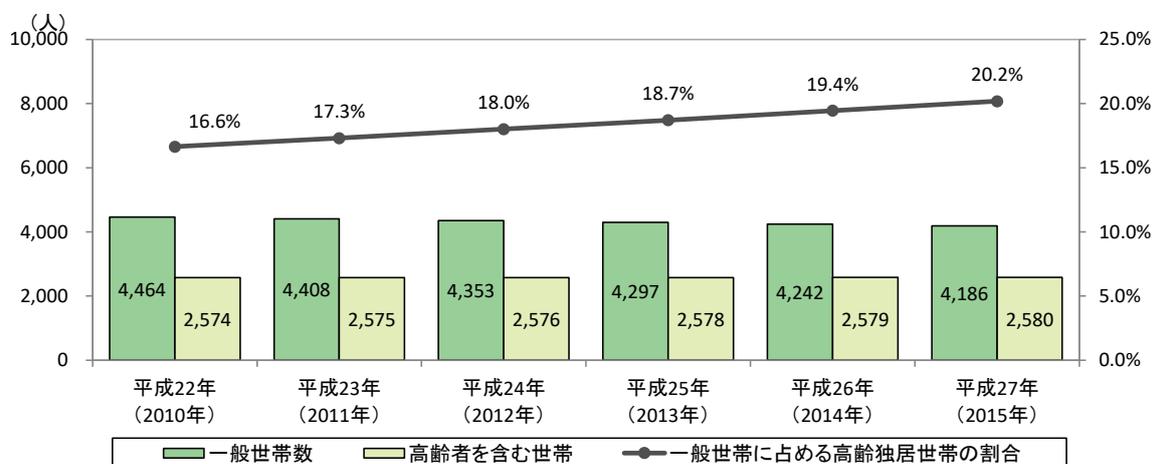
牟岐町、美波町、徳島県、全国は総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(3) 高齢者世帯の状況

高齢者世帯の状況をみると、65歳以上の高齢者がいる世帯は2,580世帯であり、町全体の6割以上を占めています。また、高齢者夫婦のみの世帯、高齢者独居世帯それぞれ約2割となっています。

単位：世帯

	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)
一般世帯数	4,464	4,408	4,353	4,297	4,242	4,186
高齢者を含む世帯	2,574	2,575	2,576	2,578	2,579	2,580
高齢独居世帯	743	763	784	804	825	845
高齢夫婦世帯	690	689	688	687	686	685



※資料：総務省「国勢調査(平成 27 (2015) 年 9 月末時点)」ただし、国勢調査は5年ごとの指標値のみが公表されているため、それ以外の年度については各指標値を直線で結んだ際に算出される値となっている。

※一般世帯数は、世帯総数から学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、矯正施設の入所者等から成る施設等の世帯を除いた世帯数。

※高齢者を含む世帯数は、一般世帯のうち、65歳以上の世帯員が1人以上いる世帯数。

※高齢独居世帯数は、高齢者を含む世帯のうち、世帯員が65歳以上の高齢者1名のみ世帯数。

※高齢夫婦世帯数は、世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫および妻の年齢が65歳以上の世帯数。

(4) 要支援・要介護認定者数の状況

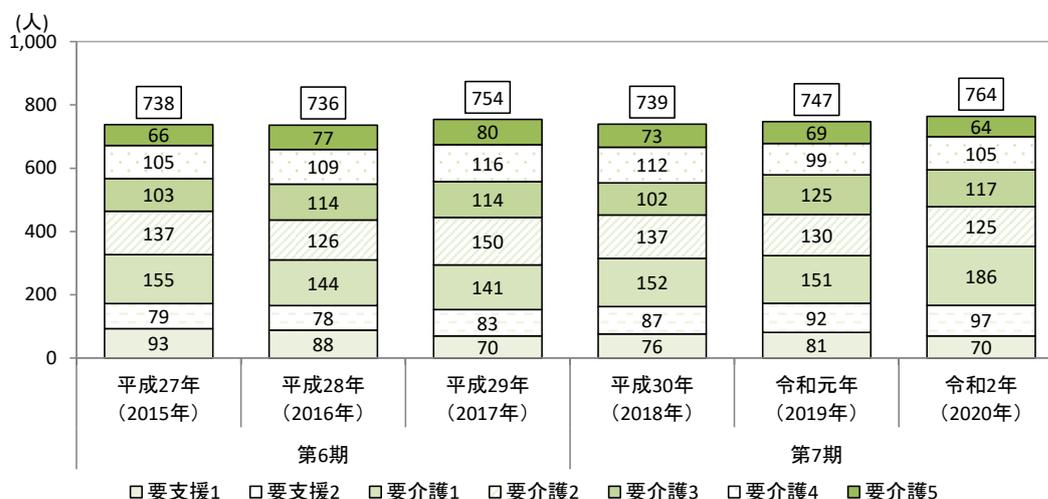
① 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、平成27(2015)年の738人から令和2(2020)年の764人にかけて、26人増加しています。

要支援・要介護認定者の内訳の推移をみると、要支援2、要介護1の順で増加傾向、そのほかは増減を繰り返しています。また、要介護1が最も多く、次いで要介護2、要介護3の順に多くなっています。

単位：人

区分	第6期			第7期		
	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
要支援・要介護認定者数	738	736	754	739	747	764
要支援1	93	88	70	76	81	70
要支援2	79	78	83	87	92	97
要介護1	155	144	141	152	151	186
要介護2	137	126	150	137	130	125
要介護3	103	114	114	102	125	117
要介護4	105	109	116	112	99	105
要介護5	66	77	80	73	69	64

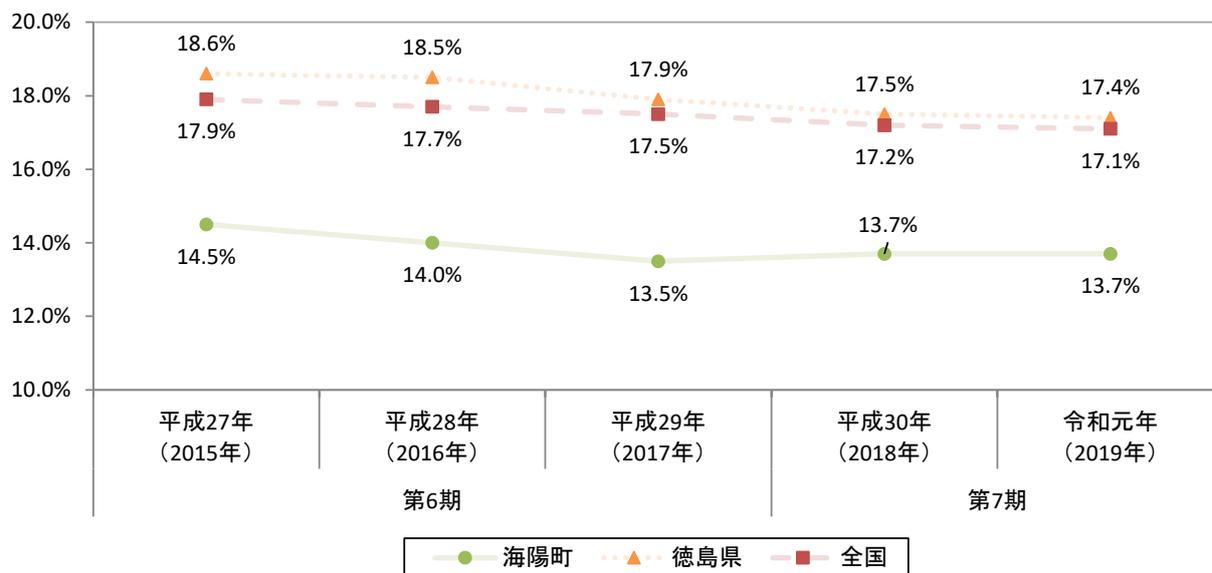


※資料：厚労省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより）

各年9月末日現在

② 調整済み認定率の比較

海陽町の認定率は、平成 27 (2015) 年から平成 29 (2017) 年にかけて低下し、令和元 (2019) 年にかけて上昇しており、平成 27 (2015) 年から全国・徳島県より低い水準で推移しています。



※資料：厚労省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより）
各年3月末日現在

※性・年齢構成を考慮しない調整済み認定率を使用。計算に用いる標準的な人口構造は平成 27 (2015) 年 1 月 1 日時点の全国平均の構成。

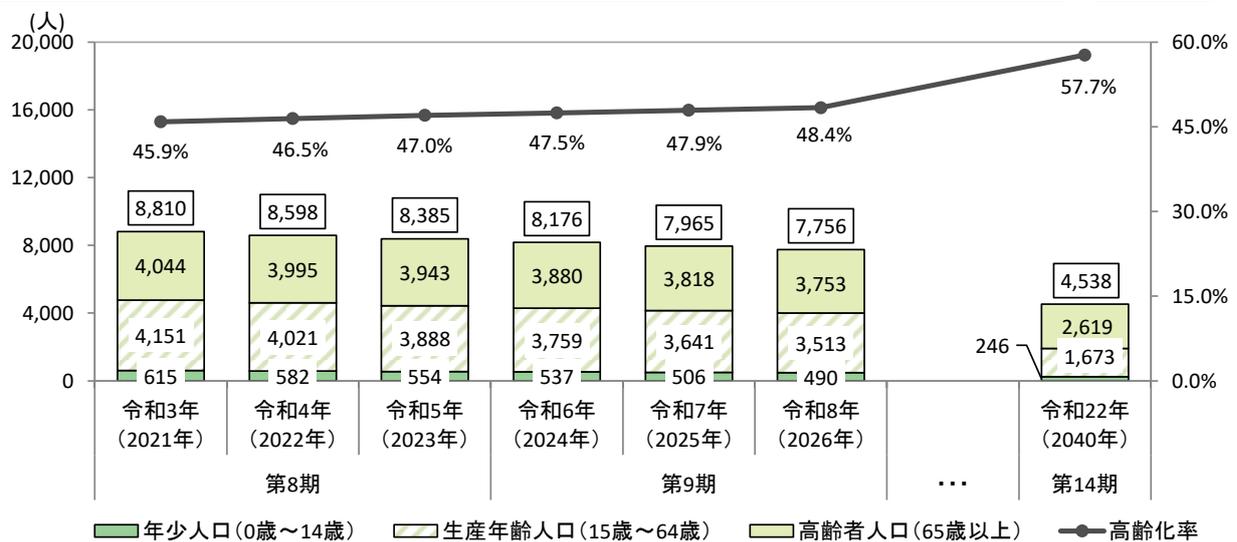
2. 将来推計

(1) 高齢者人口の推計

各年9月末時点の住民基本台帳人口を用いたコーホート変化率法による人口推計結果では、令和3（2021）年から令和8（2026）年にかけて総人口・65歳以上人口ともに減少しており、団塊世代がすべて75歳以上に到達する令和7（2025）年には、高齢化率が47.9%となっています。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には高齢化率が57.7%と総人口の半分以上が高齢者となる見込みとなっています。

区分	第8期			第9期			第14期
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)
総人口	8,810	8,598	8,385	8,176	7,965	7,756	4,538
年少人口(0歳～14歳)	615	582	554	537	506	490	246
生産年齢人口(15歳～64歳)	4,151	4,021	3,888	3,759	3,641	3,513	1,673
40歳～64歳	2,635	2,567	2,525	2,455	2,389	2,315	1,233
高齢者人口(65歳以上)	4,044	3,995	3,943	3,880	3,818	3,753	2,619
65歳～74歳(前期高齢者)	1,809	1,751	1,639	1,534	1,429	1,382	866
75歳以上(後期高齢者)	2,235	2,244	2,304	2,346	2,389	2,371	1,753
高齢化率	45.9%	46.5%	47.0%	47.5%	47.9%	48.4%	57.7%
総人口に占める75歳以上の割合	25.4%	26.1%	27.5%	28.7%	30.0%	30.6%	38.6%



※資料：住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計。令和22年（2040年）のみ国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

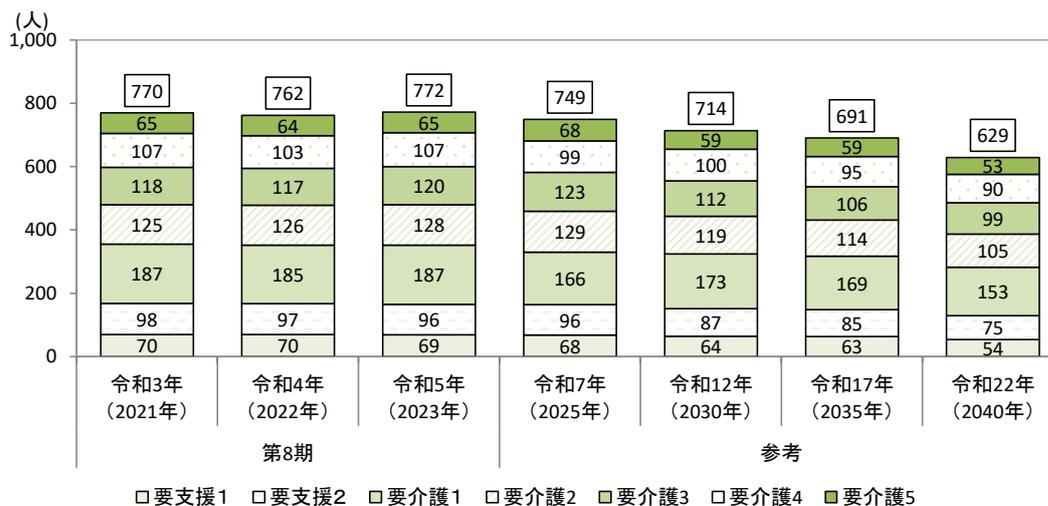
※「コーホート変化率法」は、同年に出生した集団（コーホート）の過去における実績人口の変化率に基づき将来人口を推計する方法。

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

各年9月末時点の認定者推計結果では、令和3（2021）年から令和5年にかけて要支援者は減少傾向、要介護者は増減を繰り返す見込みとなっており、団塊世代がすべて75歳以上に到達する令和7（2025）年には、認定者は749人、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には、認定者が629人と認定者は微減する見込みとなっています。

単位：人

区分	第8期			参考			
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
要支援・要介護認定者数	770	762	772	749	714	691	629
要支援1	70	70	69	68	64	63	54
要支援2	98	97	96	96	87	85	75
要介護1	187	185	187	166	173	169	153
要介護2	125	126	128	129	119	114	105
要介護3	118	117	120	123	112	106	99
要介護4	107	103	107	99	100	95	90
要介護5	65	64	65	68	59	59	53



※資料：厚生労働省「介護保険総合データベース」 各年9月末日現在

※本指標の「認知症自立度」は、認定調査と主治医意見書に基づき、介護認定審査会において最終的に決定された認知症高齢者の日常生活自立度を指す。

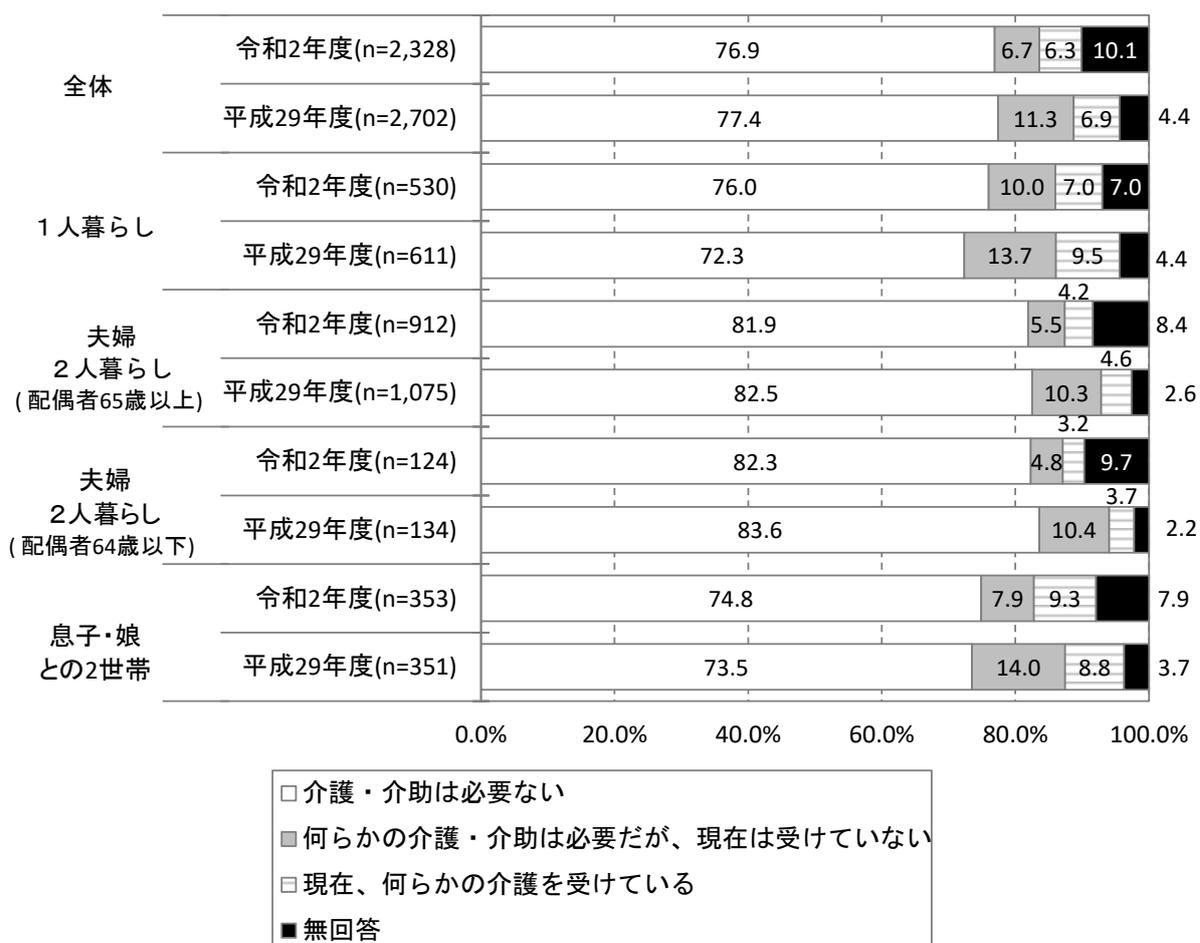
3.日常生活圏域ニーズ調査結果にみる高齢者の状況

(1) 介護・介助の必要性や原因について

① 介護・介助の必要性

普段の生活でどなたかの介護・介助が必要かをみると、全体の76.9%が「介護・介助は必要ない」と答えており、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」(6.7%) または「現在、何らかの介護を受けている」(6.3%) と答えた“何らかの介護・介助が必要な方”は全体の13.0%を占めており、平成29(2017)年度と比べると、“何らかの介護・介助が必要な方”が5.2ポイント少なくなっています。

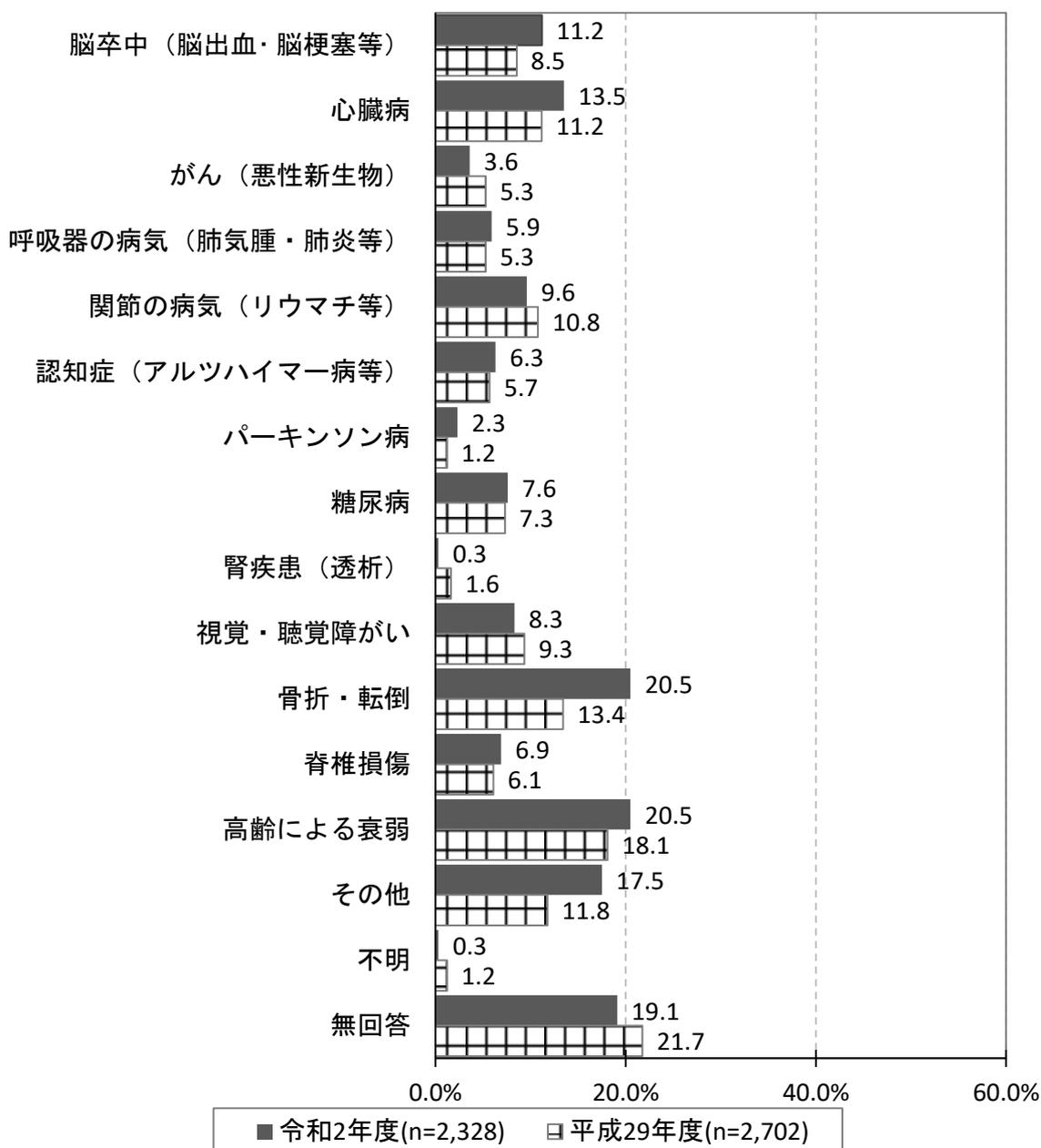
また、平成29(2017)年度と比べると、すべての家族構成で“何らかの介護・介助が必要な方”が少なくなっており、“何らかの介護・介助が必要な方”は、平成29(2017)年度と同様に、1人暮らしと息子・娘との2世帯に多くなっています。



② 介護・介助が必要になった原因

介護・介助が必要な人に、その原因を尋ねると、「その他」を除き「高齢による衰弱」「骨折・転倒」が20.5%で最も多く、次いで「心臓病」13.5%、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」11.2%となっており、高齢による筋力の低下が要因の多くに挙げられています。

要介護の状態にならないようにするため、これらの疾病等にならないよう、元気なうちから予防に取り組んでいくことが重要です。

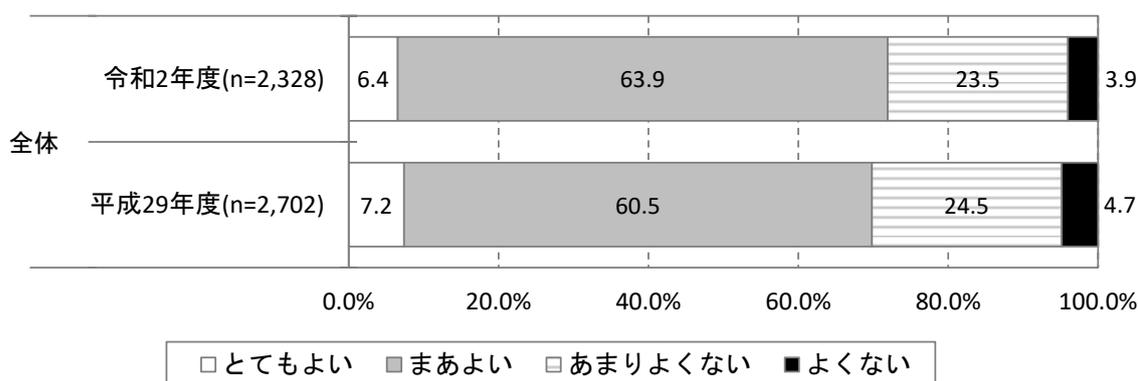


(2) 健康状態

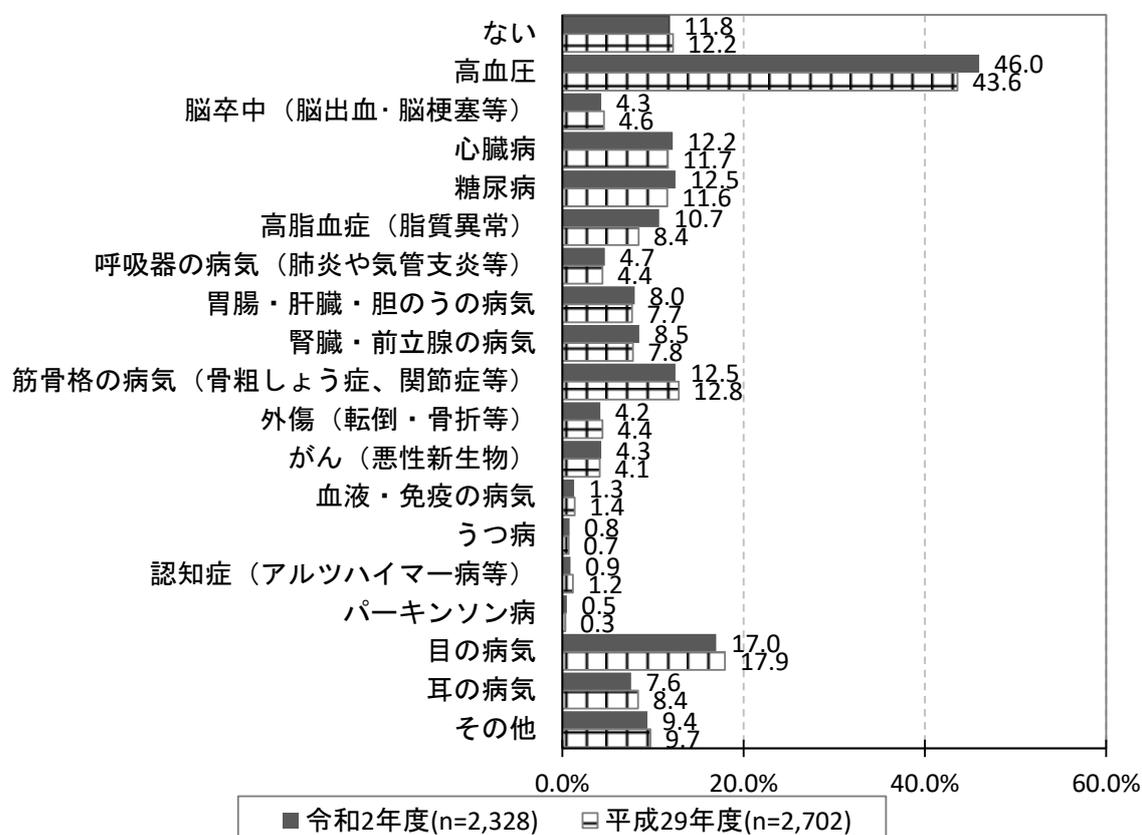
主観的健康観についてみると、「とてもよい」(6.4%)または「まあよい」(63.9%)と答えた“主観的健康感の高い方”は全体の70.3%を占めており、平成29(2017)年度と比較すると、2.6ポイント多くなっています。

現在治療中又は後遺症のある病気については、「高血圧」が46.0%と最も多くなっており、平成29(2017)年度と同様の結果となっています。

【主観的健康観の高い高齢者の割合】



【治療中の病気（複数回答）】

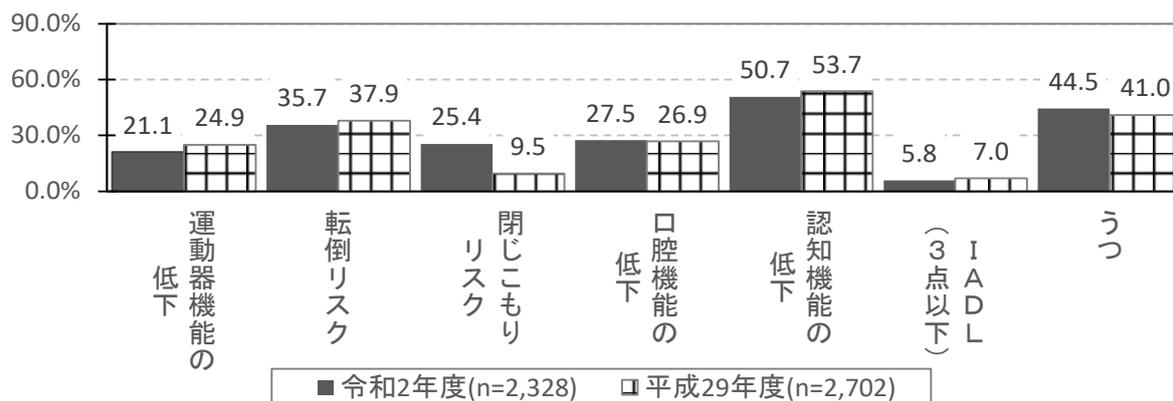


(3) リスク該当状況

生活機能に関する評価項目について、該当者（リスクがある高齢者）の割合をみると、「認知機能の低下」が50.7%で最も高く、次いで「うつリスク」44.5%、「転倒リスク」35.7%と平成29（2017）年度と同様の結果となっています。

また、平成29（2017）年度と比較すると、特に「閉じこもりリスク」の該当者が増加しており、15.9ポイントも多くなっています。

【リスク該当者の割合】



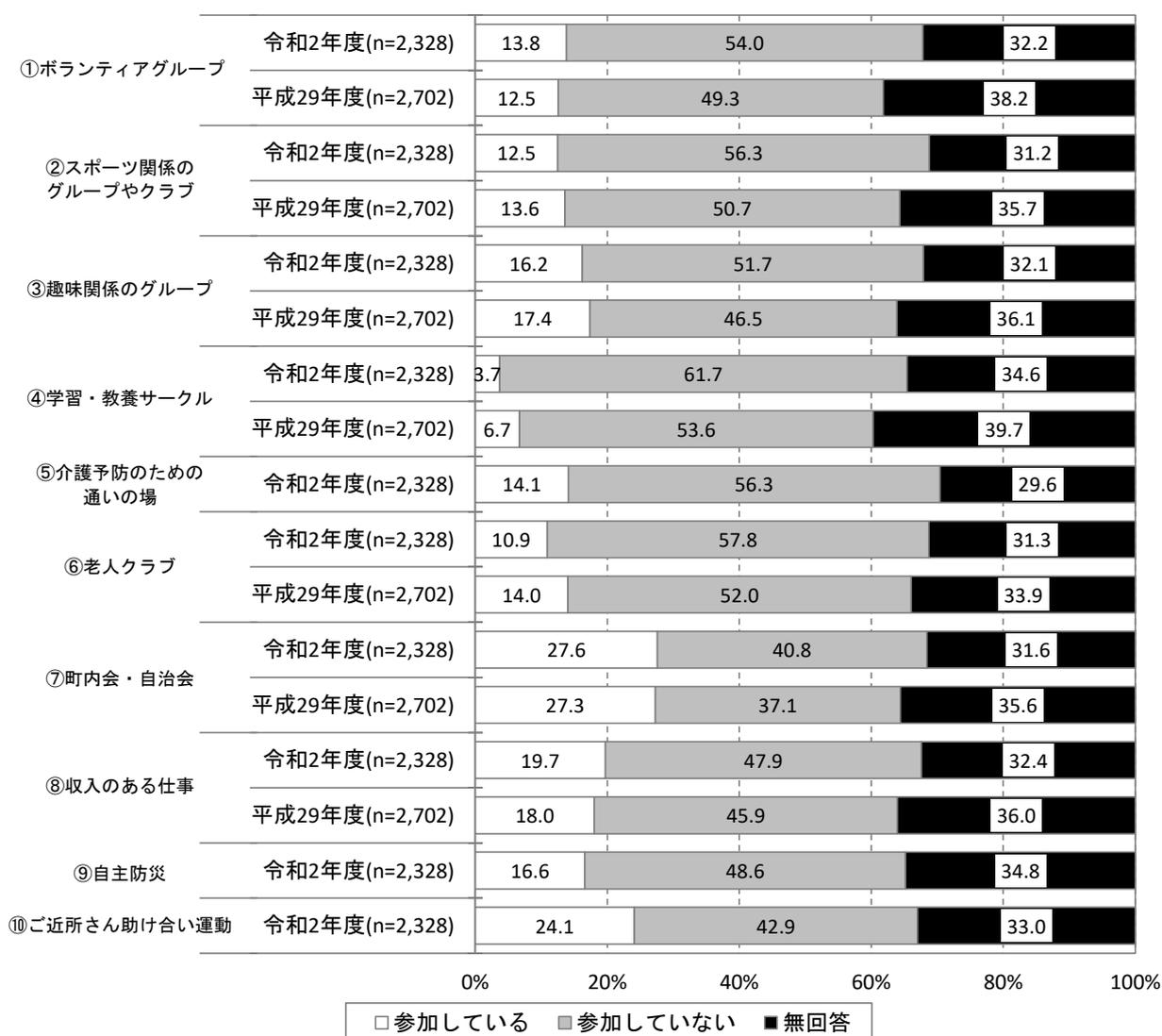
【リスク判定方法】

	設問	選択肢
運動機能の低下	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	できない
	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	できない
	15分位続けて歩いていますか	できない
	過去1年間に転んだ経験がありますか	何度もある／1度ある
	転倒に対する不安は大きいですか	とても不安である／やや不安である
転倒リスク	過去1年間に転んだ経験がありますか	何度もある／1度ある
閉じこもりリスク	週に1回以上は外出していますか	ほとんど外出しない／週1回
口腔機能の低下	【咀嚼機能低下】半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい
	【嚥下機能低下】お茶や汁物等でむせることがありますか	はい
	【肺炎発症リスク】口の渇きが気になりますか	はい
認知機能の低下	物忘れが多いと感じますか	はい
手段的自立度(IADL)	バスや電車(自動車)を使って1人で外出していますか	できるし、している／できるけどしていない
	自分で食品・日用品の買物をしていますか	できるし、している／できるけどしていない
	自分で食事の用意をしていますか	できるし、している／できるけどしていない
	自分で請求書の支払いをしていますか	できるし、している／できるけどしていない
	自分で預貯金の出し入れをしていますか	できるし、している／できるけどしていない
うつリスク	この1か月間、気分が沈んだり、憂鬱な気持ちになったりすることがありましたか	はい
	この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	はい

(4) 社会参加の状況

高齢者の団体やグループへの参加頻度については、“参加している（「参加していない」以外を回答）”をみると、⑦町内会・自治会（27.6%）が最も多く、次いで⑩ご近所さん助け合い運動（24.1%）、⑧収入のある仕事（19.7%）となっています。

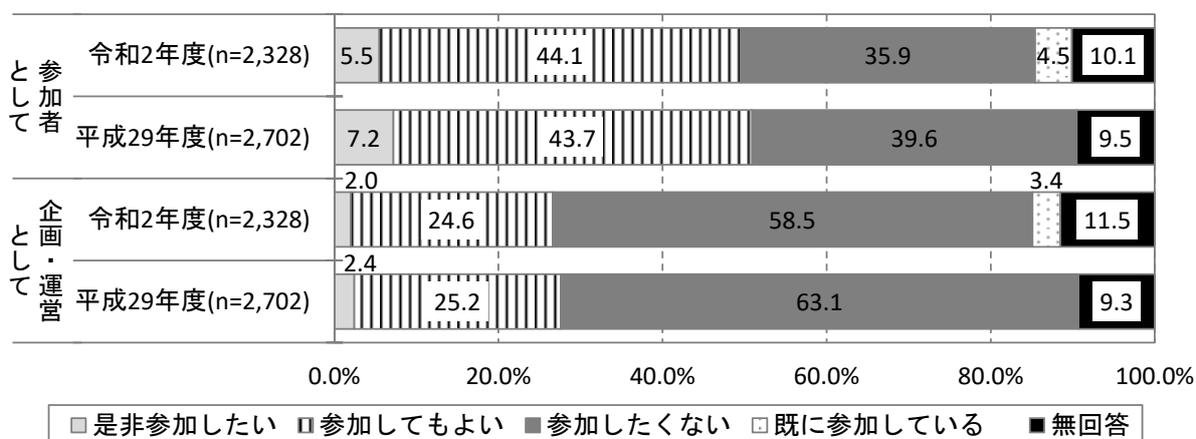
また、平成29（2017）年度と比較すると、②スポーツ関係のグループ、③趣味関係のグループ、④学習・教養サークルへの参加頻度が減少していることから、高齢者が豊かな知識や経験を生かし、生きがいをもって社会参画し、地域社会の担い手となれるよう支援していく必要があります。



(5) 地域づくりへの参加意向

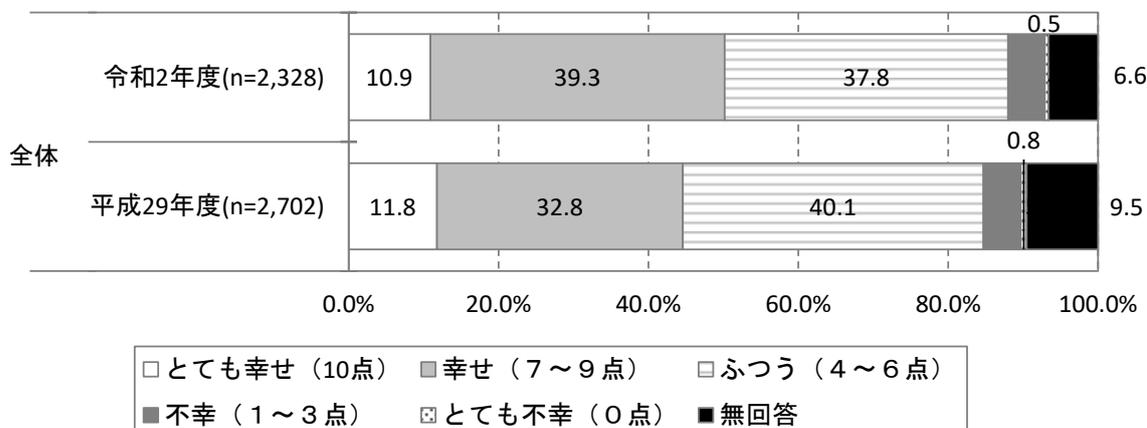
地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進める場合、その活動に参加者または企画運営側として参加したいかをみると、「ぜひ参加したい」または「参加してもよい」と答えた“参加意向がある方”は参加者としては49.6%、企画・運営としては26.6%となっています。

平成29(2017)年度と比較すると、参加者、企画・運営ともに「既に参加している」を含む“参加意向がある方”が多くなっています。



(6) 主観的幸福感について

現在どの程度幸せか、「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として10点満点で回答してもらい7点以上と回答した“主観的幸福感が高い方”の割合をみると、全体では50.2%と平成29(2017)年度(44.6%)より5.6%多くなっており、半数以上の方の幸福感が高くなっています。

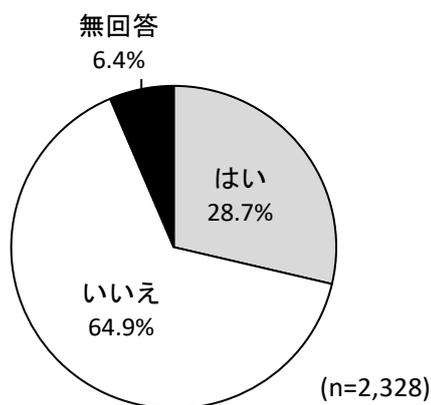


(7) 相談窓口等の把握について

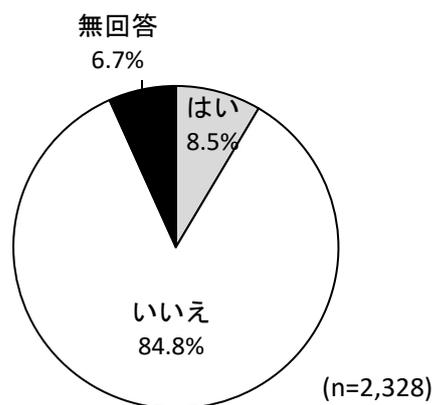
相談窓口等の認知状況をみると、「はい（知っている、見聞いたことがある）」と回答した方は、“認知症に関する相談窓口” 28.7%、“高齢者への虐待” 8.5%、“消費者被害” 9.6%、“成年後見制度” 21.1%となっています。

また、認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいる方でみると、認知症の相談窓口を知っている方は半数とまだ知らない方が半数いるようです。

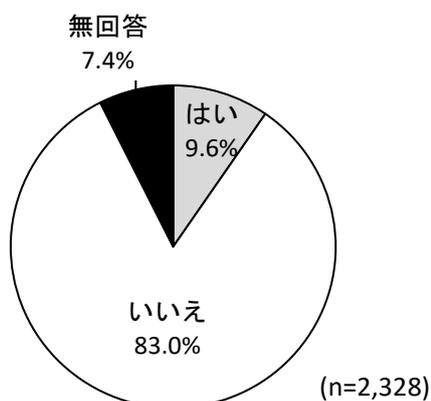
【認知症に関する相談窓口】



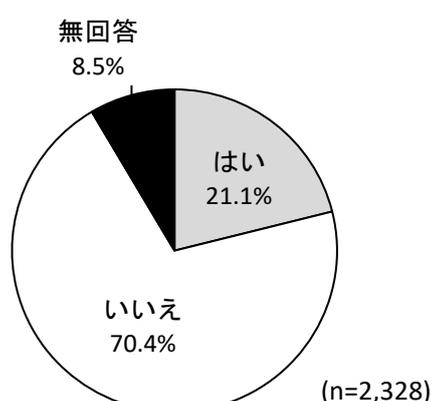
【高齢者への虐待】



【消費者被害】



【成年後見制度】



【認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいる方】

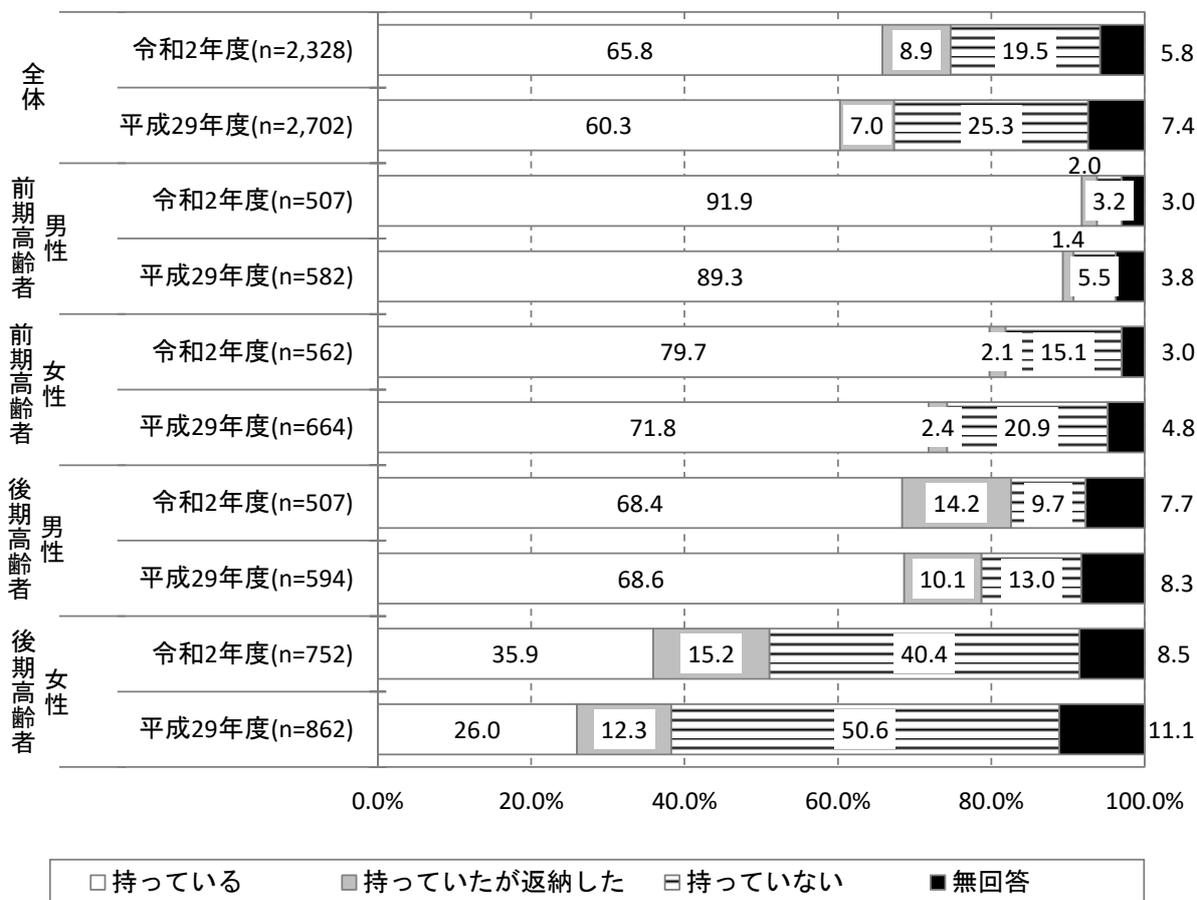
	「はい（知っている、見聞いたことがある）」と回答した方			
	認知症の相談窓口	高齢者への虐待	消費者被害	成年後見制度
認知症の症状 (n=214)	50.9%	13.1%	16.8%	25.7%

(8) 運転免許返納について

① 自動車運転免許（バイクを含む）の所持状況

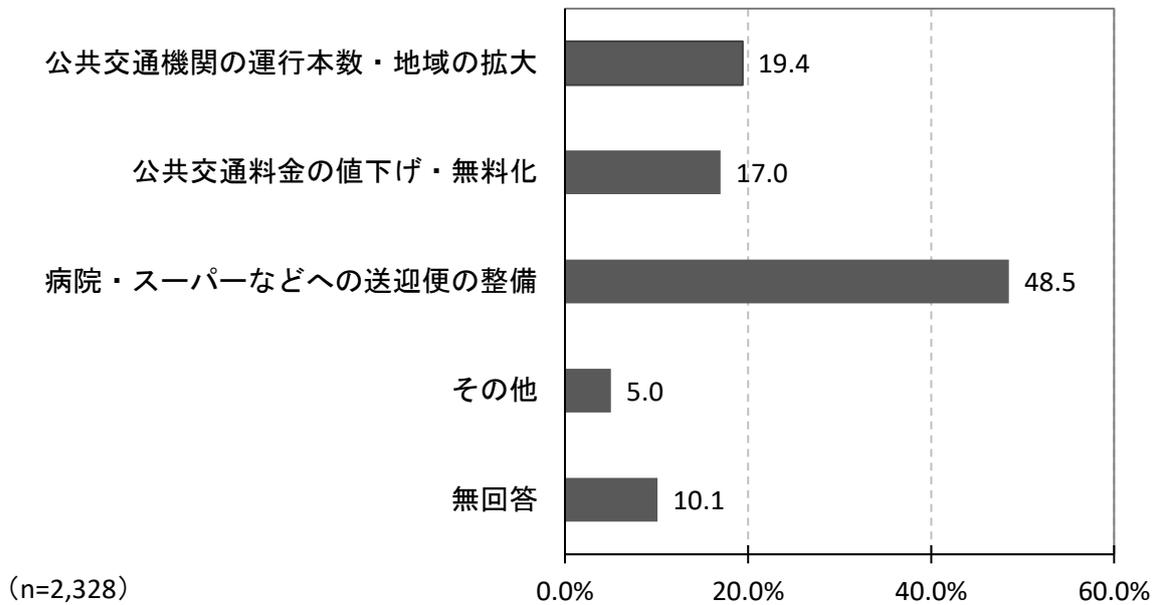
自動車運転免許（バイクを含む）を持っているかをみると、全体の65.8%が「持っている」と答えています。「持っていたが返納した」と答えた方は全体の8.9%となっており、男性の後期高齢者は14.2%、女性の後期高齢者は15.2%を占めています。

平成29（2017）年度と比較すると、持っている方も多くなっていますが、返納された方も多くなっています。



② 免許返納しやすい環境

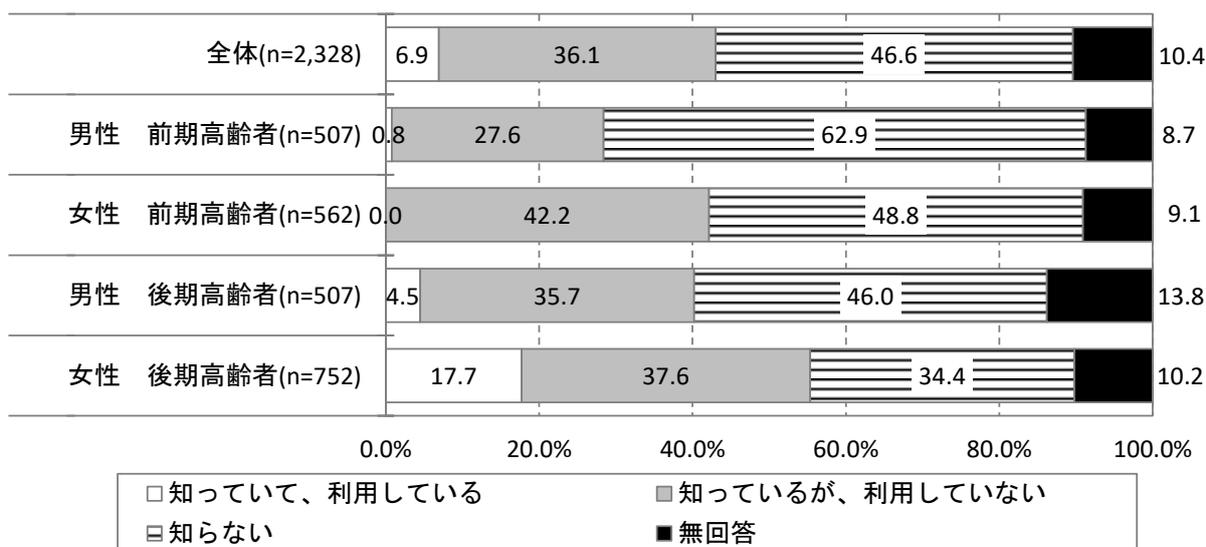
どのような環境を整えば、返納しやすくなるかをみると、「病院・スーパーなどへの送迎便の整備」48.5%が最も多く、次いで、「公共交通機関の運行本数・地域の拡大」19.4%、「公共交通料金の値下げ・無料化」17.0%の順となっています。



(9) 「海陽町行き！生き！高齢者外出応援事業」について

「海陽町行き！生き！高齢者外出応援事業」の認知状況をみると、全体の6.9%が「知っている、利用している」と答えています。しかし、「知らない」と回答した方が46.6%と約半数を占めています。

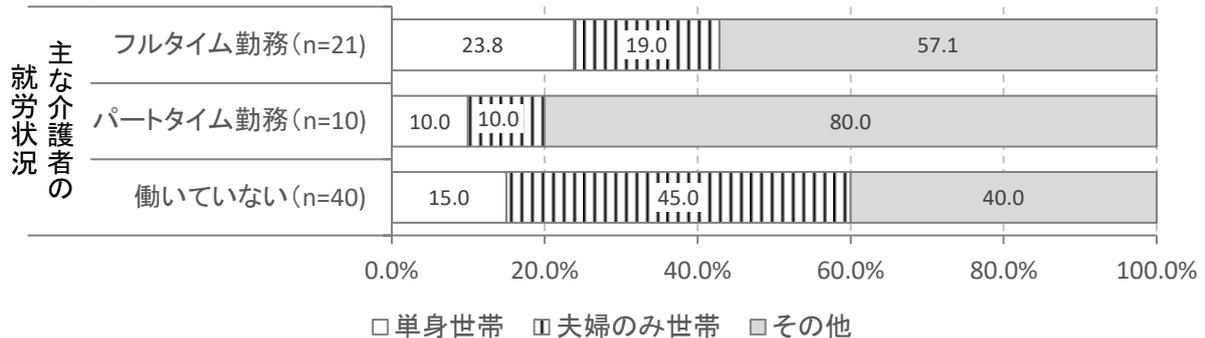
また、男性より女性、前期高齢者より後期高齢者に認知されていますが、後期高齢者の男性でも約半数が「知らない」と回答しており、「海陽町行き！生き！高齢者外出応援事業」の周知に努める必要があります。



4.在宅介護実態調査結果にみる高齢者の状況

(1) 世帯類型

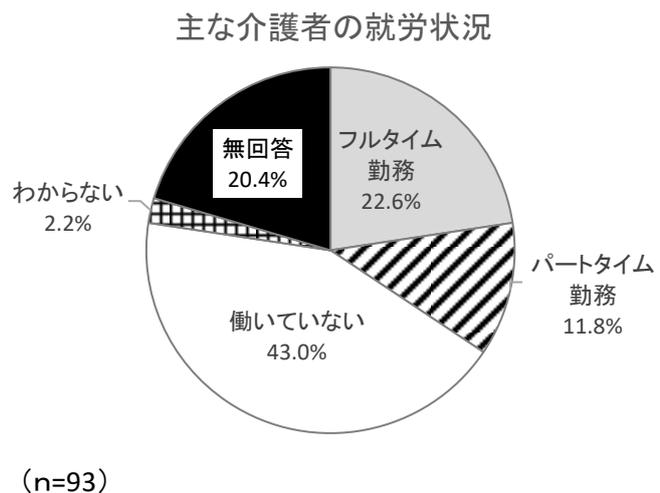
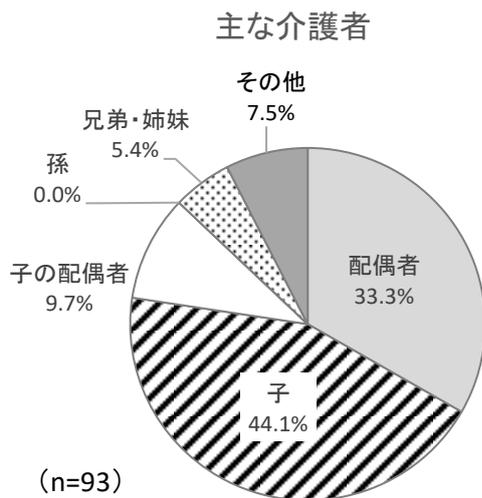
世帯類型は、主な介護者の就労状況別にみると、単身世帯の方はフルタイム勤務では23.8%、パートタイム勤務では10.0%、働いていないでは15.0%となっています。



(2) 主な介護者について

主な介護者は、「子」が最も多く、約半数を占めています。次いで「配偶者」33.3%、「子の配偶者」9.7%の順となっています。

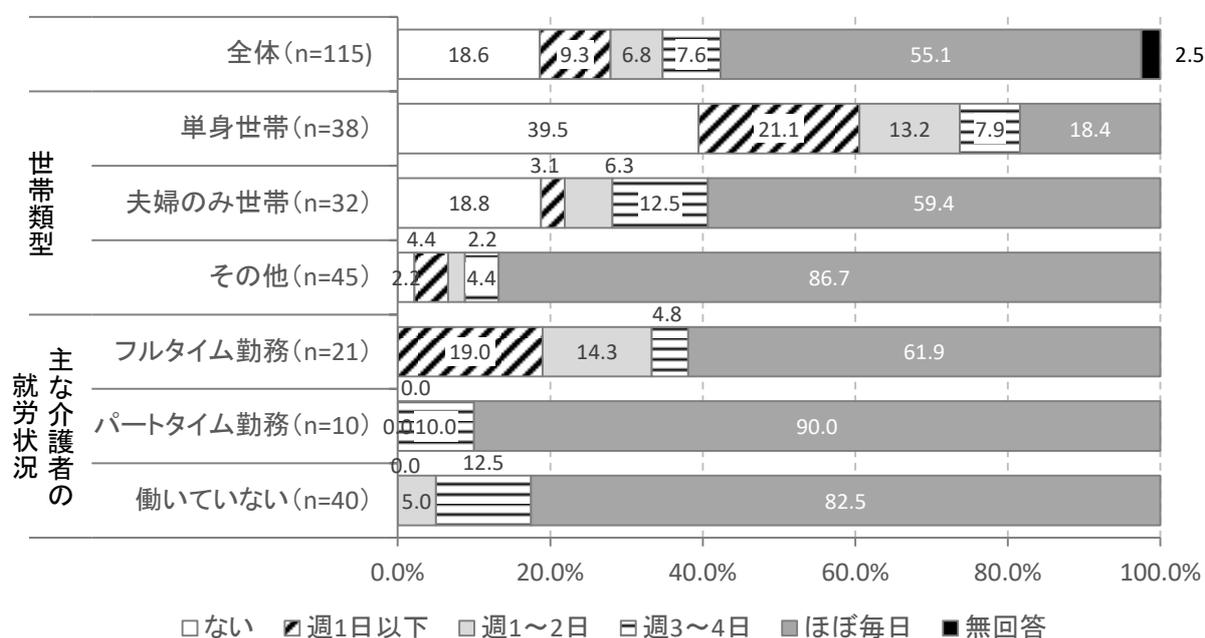
就労状況は「働いていない」が約半数を占めており、次いで「フルタイム勤務」22.6%、「パートタイム勤務」11.8%となっています。



(3) 家族等による介護の状況

ご家族やご親族の方からの介護（同居していない子どもや親族等からの介護を含む）は、週にどのくらいあるか尋ねると、全体の55.1%が「ほぼ毎日」何らかの介護を受けている状態となっています。「ほぼ毎日」と回答した方の世帯類型は、単身世帯では18.4%、夫婦のみ世帯では59.4%、その他では86.7%となっています。

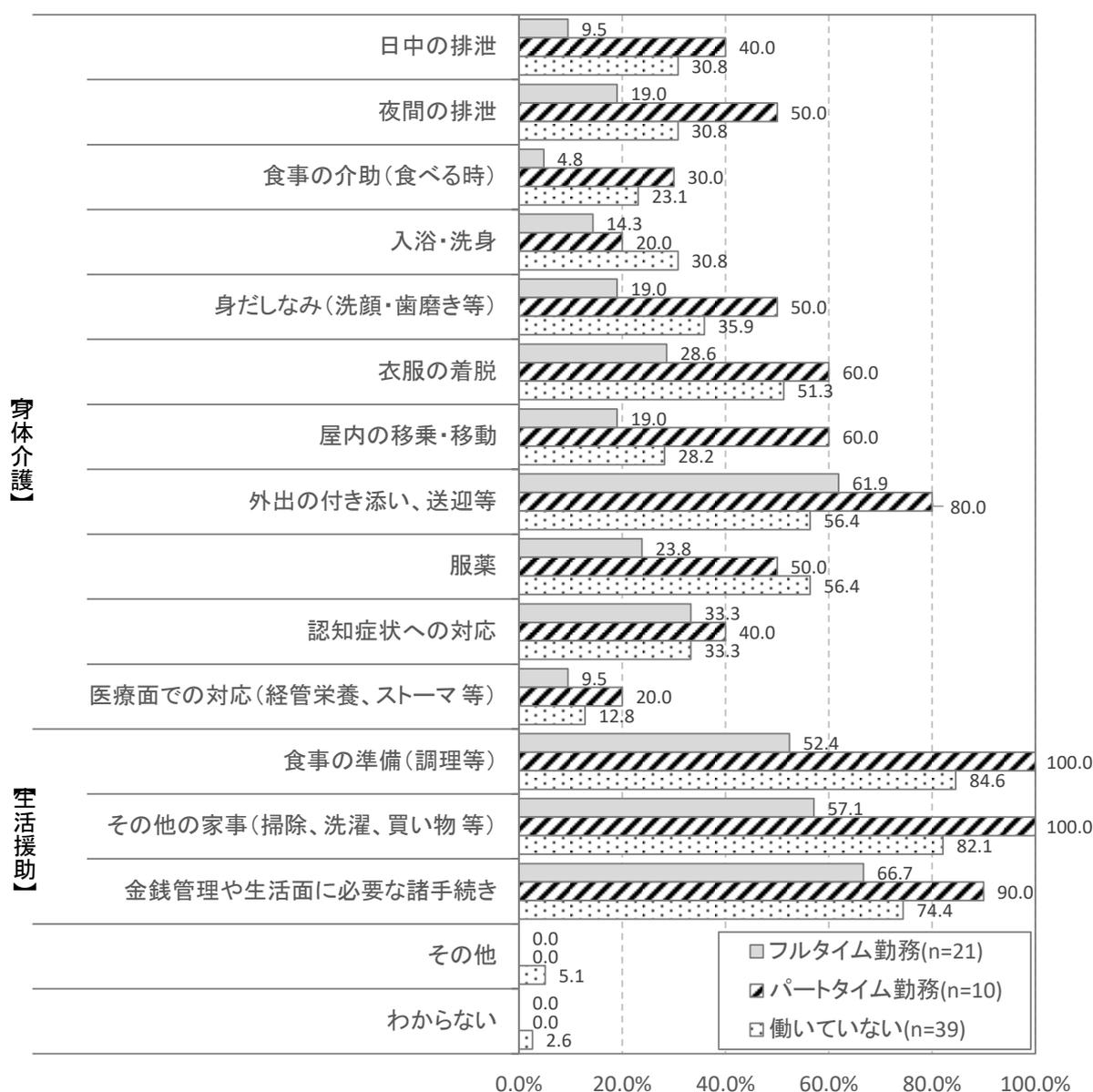
主な介護者の就労状況別では、「ほぼ毎日」と回答した方は、フルタイム勤務では61.9%、パートタイム勤務では90.0%を占めており、働いていない方では82.5%となっています。



(4) 主な介護者が行っている介護について

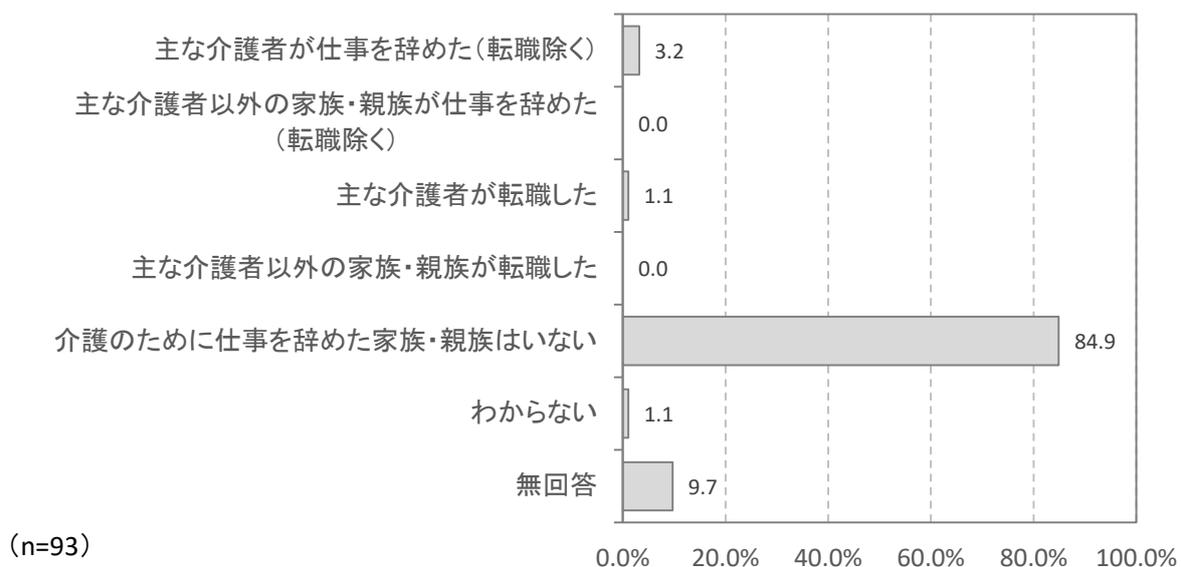
主な介護者が行っている介護等は、身体介護では「外出の付き添い、送迎等」、生活援助では「食事の準備（調理等）」「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が最も多くを占めており、主な介護者の就労状況別に見ても同様の結果となっています。

働いている方に比べて働いていない方では、「入浴・洗身」「服薬」が多くなっています。



(5) 介護のための離職の有無

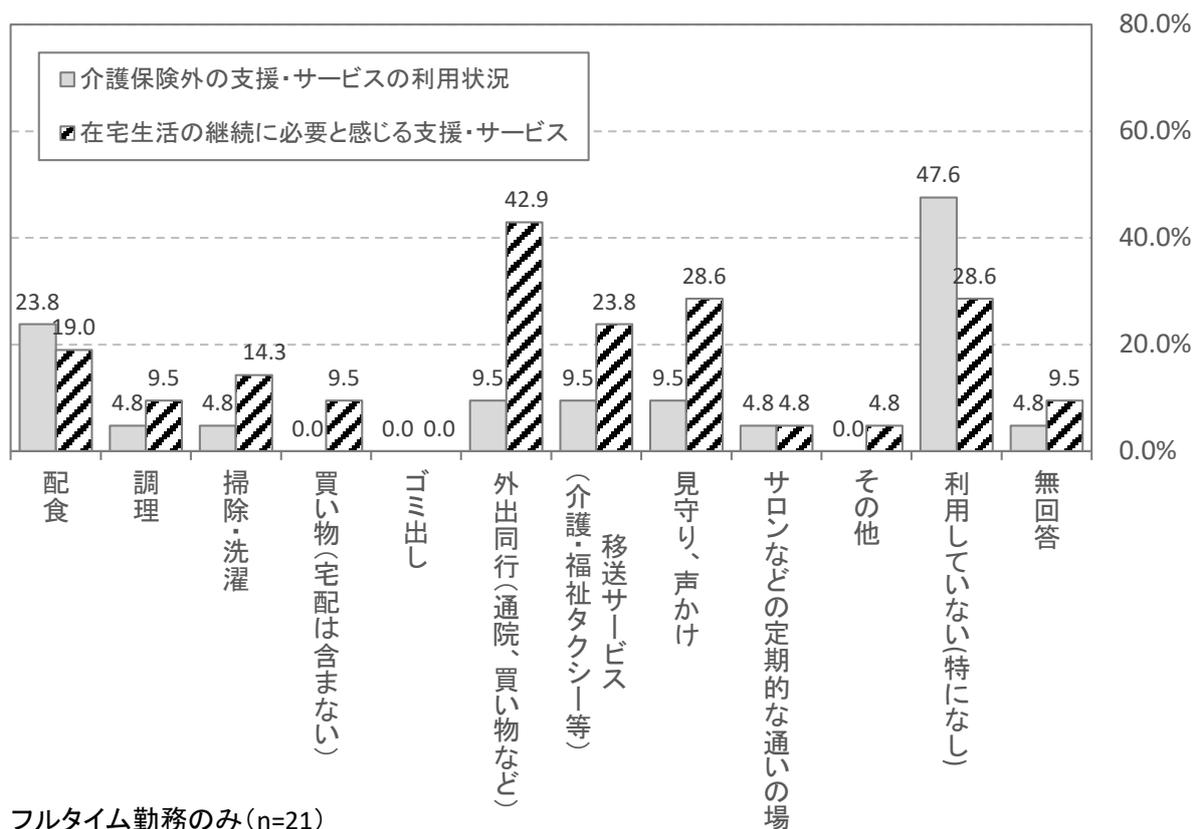
ご家族やご親族の中で、介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方がいるかを尋ねると、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が84.9%を占めており、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」と回答した方は3.2%となっています。



(6) 介護保険サービス以外の支援・サービスについて

介護保険サービス以外の支援・サービスのうち、「配食」「サロンなどの定期的な通いの場」を除くすべてのサービスで現在利用しているものより、今後の在宅生活の継続に必要と感じる方が多くなっています。

また、「買い物（宅配は含まない）」は、利用状況がないものの今後の在宅生活の継続に必要と感じているようです。

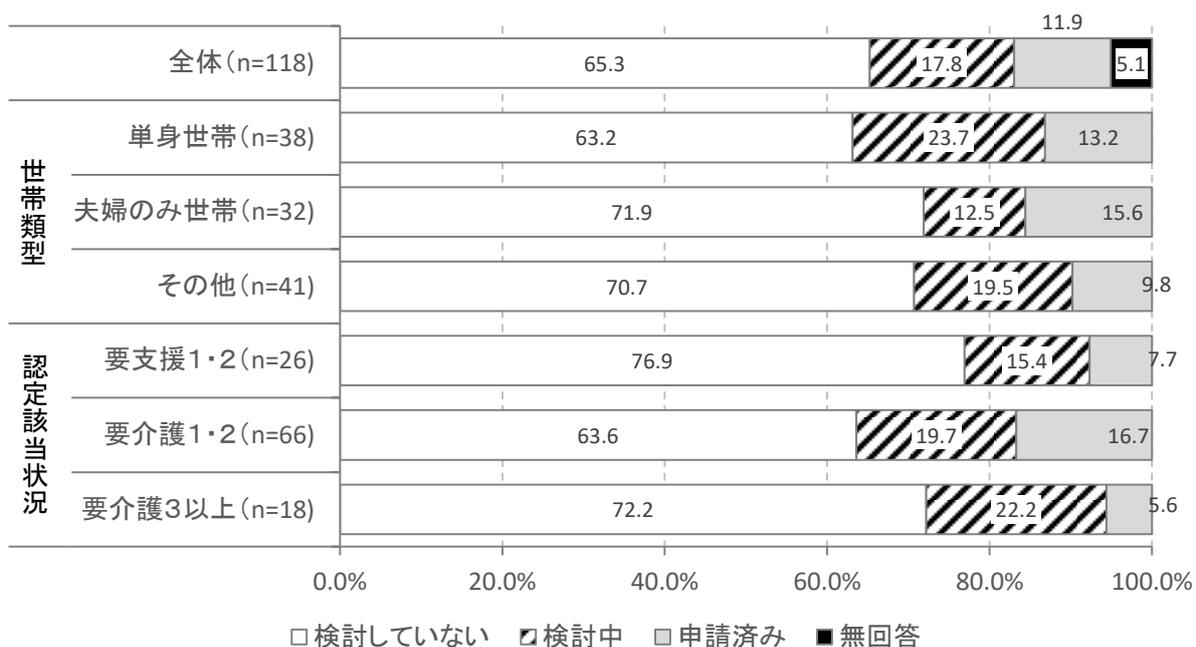


(7) 施設等への入所・入居の検討状況

現時点での施設等への入所・入居の検討状況を尋ねると、全体では「検討していない」が65.3%、「検討中」または「申請済み」が29.7%を占めています。

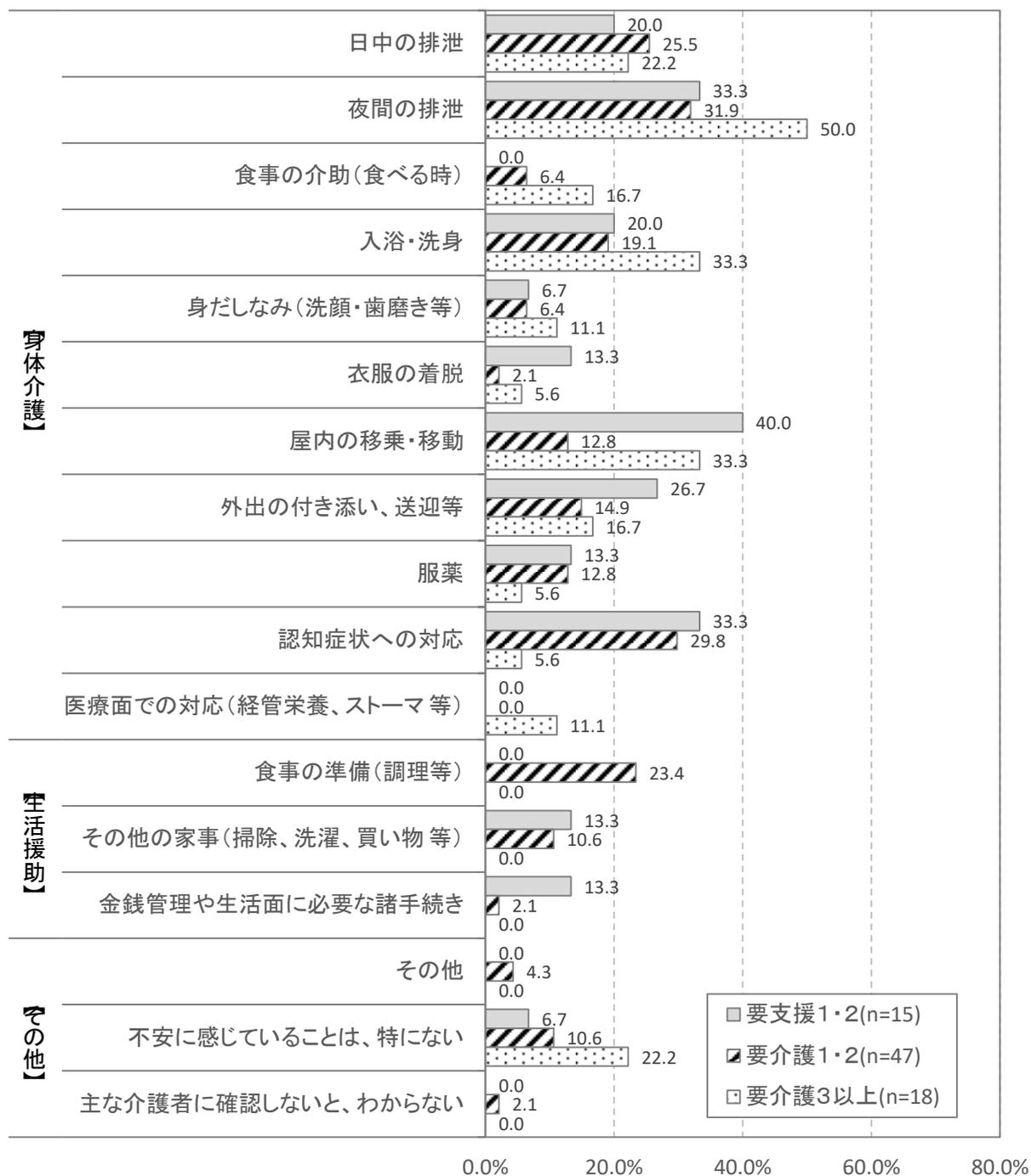
世帯類型別では「検討中」または「申請済み」と回答した方は単身世帯、その他、夫婦のみ世帯の順に多くなっており、特に単身世帯は約4割を占めています。

また、認定該当状況別では「検討中」と回答した方は、認定該当状況が重度化するにつれて高くなっており、要介護3以上で22.2%を占めています。



(8) 主な介護者が不安に感じる介護等について

認定該当状況別の現在の生活を続けていくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等は、要支援1・2では「屋内の移乗・移動」、要介護1・2、要介護3以上では「夜間の排泄」が最も多くなっています。



5. 介護保険サービスの実施状況と特徴

(1) 介護保険サービスの状況と第7期計画の達成状況

各サービス別に第7期計画で立てた計画値と介護保険事業状況報告（平成30（2018）年度は年報、令和元（2019）年度は月報12か月分）による給付実績を比較して、第7期計画の評価・分析を行いました。計画対比は給付実績÷計画値で計画値に対する割合を算出しています。

① 居宅サービスの検証

◆介護給付サービス（要介護1～5の人に提供されるサービス）

平成30（2018）年度と令和元（2019）年度について、計画値に対する実績値の割合をみると、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導は給付実績値が計画値を上回っています。

（単位：千円、人）

	平成30年度（2018）			令和元年度（2019）		
	計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
居宅サービス	429,655	382,465	89.0%	427,025	401,948	94.1%
①訪問介護	82,797	78,039	94.3%	84,200	82,332	97.8%
利用人数	1,404	1,335	95.1%	1,440	1,305	90.6%
②訪問入浴介護	6,363	2,421	38.0%	6,366	3,112	48.9%
利用人数	120	54	45.0%	120	64	53.3%
③訪問看護	26,242	16,833	64.1%	26,746	15,447	57.8%
利用人数	684	454	66.4%	696	397	57.0%
④訪問リハビリテーション	2,746	3,903	142.1%	2,747	5,055	184.0%
利用人数	144	137	95.1%	144	175	121.5%
⑤居宅療養管理指導	9,363	11,340	121.1%	9,352	13,141	140.5%
利用人数	1,116	1,249	111.9%	1,116	1,308	117.2%
⑥通所介護	116,900	112,402	96.2%	116,084	120,891	104.1%
利用人数	1,536	1,478	96.2%	1,536	1,483	96.5%
⑦通所リハビリテーション	72,670	61,179	84.2%	70,505	70,162	99.5%
利用人数	888	849	95.6%	864	941	108.9%
⑧短期入所生活介護	69,854	61,829	88.5%	67,791	53,531	79.0%
利用人数	456	380	83.3%	444	306	68.9%
⑨短期入所療養介護（老健）	8,486	1,930	22.7%	8,490	4,017	47.3%
利用人数	108	44	40.7%	108	75	69.4%
⑩短期入所療養介護（病院等）	0	0	-	0	2,507	-
利用人数	0	0	-	0	10	-

※計画対比については、小数点第2位を四捨五入しています。また、各サービス別給付費の合計は、千円単位以下の取扱いにより、一致しない場合があります。（以下同様）

(単位：千円、人)

	平成30年度（2018）			令和元年度（2019）		
	計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
⑪短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
⑫特定施設入居者生活介護	4,568	3,034	66.4%	5,041	2,513	49.8%
利用人数	24	15	62.5%	24	12	50.0%
⑬福祉用具貸与	25,466	25,384	99.7%	25,503	25,854	101.4%
利用人数	1,728	1,894	109.6%	1,740	2,019	116.0%
⑭特定福祉用具販売	1,087	1,067	98.1%	1,087	971	89.3%
利用人数	60	45	75.0%	60	45	75.0%
⑮住宅改修費	3,113	3,103	99.7%	3,113	2,415	77.6%
利用人数	36	39	108.3%	36	35	97.2%

◆予防給付（要支援１・２の人に提供されるサービス）

平成30（2018）年度と令和元（2019）年度について、計画値に対する実績値の割合をみると、「介護予防住宅改修」「介護予防福祉用具貸与」は給付実績値が計画値を上回っており、それに加え、令和元（2019）年度では、「介護予防通所リハビリテーション」「特定介護予防福祉用具販売」が計画値を上回っています。

（単位：千円、人）

	平成30年度			令和元年度		
	計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
介護予防サービス	26,955	25,699	95.3%	27,208	29,480	108.4%
①介護予防訪問介護			-			-
利用人数			-			-
②介護予防訪問入浴介護	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
③介護予防訪問看護	7,596	6,434	84.7%	7,600	5,843	76.9%
利用人数	276	252	91.3%	276	237	85.9%
④介護予防訪問リハビリテーション	0	106	-	0	371	-
利用人数	0	2	-	0	16	-
⑤介護予防居宅療養管理指導	1,771	501	28.3%	1,772	402	22.7%
利用人数	144	60	41.7%	144	42	29.2%
⑥介護予防通所介護			-			-
利用人数			-			-
⑦介護予防通所リハビリテーション	11,772	10,812	91.8%	12,020	14,197	118.1%
利用人数	372	314	84.4%	384	424	110.4%
⑧介護予防短期入所生活介護	273	84	30.7%	273	134	49.3%
利用人数	12	5	41.7%	12	5	41.7%
⑨介護予防短期入所療養介護（老健）	495	0	0.0%	495	145	29.3%
利用人数	12	0	0.0%	12	4	33.3%
⑩介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
⑪介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
⑫介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
⑬介護予防住宅改修	1,820	3,884	213.4%	1,820	3,302	181.4%
利用人数	24	49	204.2%	24	46	191.7%
⑭介護予防福祉用具貸与	2,770	3,571	128.9%	2,770	4,415	159.4%
利用人数	444	634	142.8%	444	748	168.5%
⑮特定介護予防福祉用具販売	458	307	67.1%	458	670	146.4%
利用人数	24	18	75.0%	24	34	141.7%

② 居宅介護支援・介護予防支援サービスの検証

◆介護給付サービス（要介護1～5の人に提供されるサービス）

平成30（2018）年度と令和元（2019）年度について、計画値に対する実績値の割合をみると、居宅介護支援は概ね計画値どおりとなっているものの、介護予防支援は、計画値を下回っています。

（単位：千円、人）

	平成30年度			令和元年度		
	計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
居宅介護支援	51,454	49,788	96.8%	51,597	52,162	101.1%
利用人数	3,588	3,455	96.3%	3,612	3,548	98.2%

（単位：千円、人）

	平成30年度			令和元年度		
	計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
介護予防支援	5,848	4,694	80.3%	5,904	5,454	92.4%
利用人数	1,308	1,051	80.4%	1,320	1,208	91.5%

③ 施設サービスの検証

施設サービスについては、「介護医療院」は計画値より実績値が大きく下回っており、「介護療養型医療施設」は計画値より実績値が大きく上回っていますが、概ね計画値どおりとなっています。

（単位：千円、人）

	平成30年度			令和元年度		
	計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
施設サービス	618,424	604,210	97.7%	622,108	615,407	98.9%
①介護老人福祉施設	216,618	215,343	99.4%	219,393	209,290	95.4%
利用人数	960	949	98.9%	972	902	92.8%
②介護老人保健施設	360,965	348,279	96.5%	361,621	358,623	99.2%
利用人数	1,440	1,398	97.1%	1,440	1,431	99.4%
③介護医療院	8,335	4,737	56.8%	32,759	9,633	29.4%
利用人数	24	12	50.0%	96	23	24.0%
④介護療養型医療施設	32,506	35,851	110.3%	8,335	37,861	454.2%
利用人数	96	98	102.1%	24	104	433.3%

④ 地域密着型サービスの検証

平成30（2018）年度と令和元（2019）年度について、計画値に対する実績値の割合をみると、「介護予防認知症対応型共同生活介護」の利用者が増えたため、計画値を上回っています。

（単位：千円、人）

	平成30年度			令和元年度		
	計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
地域密着型サービス	194,878	183,450	94.1%	214,122	187,528	87.6%
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
②夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
③認知症対応型通所介護	38,708	37,031	95.7%	38,726	42,513	109.8%
利用人数	312	347	111.2%	312	339	108.7%
④小規模多機能型居宅介護	0	226	-	19,050	0	0.0%
利用人数	0	2	-	108	0	0.0%
⑤認知症対応型共同生活介護	155,321	144,879	93.3%	155,497	143,593	92.3%
利用人数	624	601	96.3%	624	573	91.8%
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
⑧看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
⑨地域密着型通所介護	849	1,314	154.8%	849	1,422	167.5%
利用人数	36	19	52.8%	36	9	25.0%

（単位：千円、人）

	平成30年度			令和元年度		
	計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
地域密着型介護予防サービス	212	2,739	1291.9%	744	2,952	396.7%
①介護予防認知症対応型通所介護	212	59	27.7%	212	713	336.5%
利用人数	12	4	33.3%	12	13	108.3%
②介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	-	532	0	0.0%
利用人数	0	0	-	12	0	0.0%
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	2,680	-	0	2,238	-
利用人数	0	12	-	0	9	-

)

⑤ 総給付費

給付費全体については、平成 30（2018）年度は 94.4%、令和元（2019）年度 96.0%と、ともに概ね計画値どおりとなっています。

（単位：千円、人）

	平成30年度			令和元年度		
	計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
総給付費	1,327,426	1,253,046	94.4%	1,348,708	1,294,932	96.0%
予防給付費計	33,015	33,133	100.4%	33,856	37,887	111.9%
介護給付費計	1,294,411	1,219,913	94.2%	1,314,852	1,257,045	95.6%

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念

本計画は、高齢になっても、住み慣れた地域において、健康で生きがいを持って安心して暮らしていくことができるまちづくりを進めるとともに、町民同士がお互いの理解と協力の上で、支え合いながら生活できる長寿社会を実現することを目指し、第7期計画に引き続き、「高齢者が住み慣れた地域でお互いに助け合いながらいきいきと生活できる町」を計画の基本理念として掲げます。

基本理念

高齢者が住み慣れた地域でお互いに
助け合いながらいきいきと生活できる町



2. 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 元気な高齢者づくり

高齢者がいつまでも生涯現役で暮らすことの基本の一つは、健康であることです。健康意識の啓発などの実施を通じて町民一人ひとりの健康意識の向上を図り、要介護（要支援）状態の原因となる生活習慣病の予防を推進するとともに、高齢者ができるかぎり要介護（要支援）状態にならないよう、またその状態がそれ以上悪化しないよう、総合的な介護予防に取り組みます。

基本目標2 安心して快適に住み続けられるまちづくり

支援を必要とする高齢者等が、地域住民同士の思いやりや助け合い、支え合いによって暮らせるよう、地域での見守りや支援を強化し、高齢者だけでなく、町民全員が安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

また、総合的な相談窓口である海陽町地域包括支援センターの機能強化に努めるとともに、保健・福祉・介護の関係機関と医療の連携を密にし、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとして、「権利擁護センター」を「中核機関」と位置づけるなど、地域の団体や町民が連携して地域全体で高齢者を支える「地域包括ケア体制」の深化・推進を図り、高齢者が地域で安心して自立した生活を送ることができるまちを目指します。

基本目標3 生きがいづくり・社会参加の促進

高齢者が身体・精神ともに健康でいきいきとした生活を送るためには、これまで培ってきた知識や経験、技能などの能力を発揮できる社会参加の場や文化活動、スポーツやレクリエーション活動、世代間交流への参加促進を通じて、心豊かな生活を送れるよう支援することが重要となります。

高齢者が生きがいを見つけ、あるいは、自らの経験と知識を生かしながら、主体的に地域に関わり、社会参加・社会貢献することができるよう支援体制を充実し、高齢者がはつらつとして、暮らしを楽しめるまちとしていきます。

基本目標4 要支援・要介護者への支援

高齢化の進行に伴い、要介護（要支援）認定者が増加することは避けられません。高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して、その人なりに自立した生活ができるよう、介護保険サービスの基盤づくりや質の向上を推進します。また、利用者に適切な介護サービス等を提供することにより、介護給付費や介護保険料の増大を抑制し、持続可能な制度を構築することが重要です。

介護者の負担軽減や介護保険事業の適正な運営を推進し、個々のニーズや状態に見合ったサービスを自らの意思で選択し、安心して介護保険サービスを利用できるまちとしていきます。

3. 施策の体系

高齢者が住み慣れた地域で互いに助け合いながらいきいきと生活できる町

1 元気な高齢者づくり

健康づくり

2 安心して快適に住み続けられるまちづくり

介護予防・生活支援総合事業の推進

地域包括ケアシステムの充実

高齢者の生活支援

住民相互で支え合う地域づくりの推進

高齢者が安心して暮らせる環境の整備

3 生きがいづくり・社会参加の促進

高齢者の生きがいづくり

高齢者の社会参加の促進

4 要支援・要介護者への支援

介護給付・予防給付サービスの実施

介護保険サービスの質の確保

介護保険事業の円滑な運営

第4章 元気な高齢者づくり

1. 健康づくり

高齢者がいつまでも生涯現役で暮らすことの基本の一つは、健康であることです。健康づくりや介護予防の取り組みは、高齢者のみならず、町民一人ひとりの主体的な取り組みが何よりも重要です。高齢期を迎える前から、町民の健康意識の向上を図り、要介護（要支援）状態の原因となる生活習慣病の予防に向けて、主体的な取り組みを促進します。

また、介護予防を進めるにあたっては、高齢者保健事業と一般介護予防事業を一体的に実施することが必要となります。一体的実施にあたっては、介護・医療・健診(検診)のシステムの統一化をはじめとする情報等の活用を含め、保健相談センター、包括支援センター及び国民健康保険担当部局等と連携して取組を進めるよう努めます。

(1) 高齢者の健康増進事業の充実

生活習慣病予防や運動機能の向上などをテーマにした健康教育等に取り組み、健康や介護予防に関する知識の普及・啓発を進め、日頃からの健康づくりを支援します。

① 健康教育

健康診査の後の説明会において健康教育を実施し、説明会については各地域で実施することで町民が気軽に参加できるよう取り組んでいます。

今後も健診データをベースに、個々の食事や運動についての知識を普及啓発することで町民全員が健康に関する知識を身につけることを目指します。また、健診結果に基づき、必要な生活習慣の改善や治療を勧めます。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
開催回数	目標	25回	25回	25回	20回	20回	20回
	実績	22回	22回	20回	—	—	—
参加人数	目標	420人	420人	420人	300人	300人	300人
	実績	354人	332人	300人	—	—	—

② 訪問指導

家庭訪問には様々な訪問が含まれていますが、個別で健康問題の相談や指導を実施する際に、地区単位や家族単位で関わられるように、地区担当の保健師が、疾病など家族単位での関わりを持つことで、各ライフサイクルでの早期介入が可能となっています。

今後も保健・包括支援・地域支援との連携を持つことで情報を共有し、適切な指導を実施していきます。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問人数	目標	1,000人	1,000人	1,000人	900人	900人	900人
	実績	771人	938人	900人	—	—	—

(2) 生活習慣病予防の推進

高齢期をいきいきと過ごすためには、若年期および壮・中年期における健康づくりや生活習慣病予防が重要です。いつまでも健康でいきいきと生活できるよう、生活習慣病予防のためのがん検診、特定健康診査、特定保健指導を充実します。

① がん検診の実施

海陽町の主な死亡要因の上位にがんがあげられていることから、健康診査と同時にがん検診を実施し、早期発見・早期受診を推進します。

今後も病院委託など、より受けやすい検診体制を検討し、受診者の増加及びがん検診の質の確保により重症化予防に努め、再発予防のためにも食生活や禁煙など生活習慣への改善の支援に努めます。

			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
胃がん	対象者数	目標	4,850人	4,850人	4,850人	5,000人	5,000人	5,000人
		実績	5,990人	5,635人	5,285人	—	—	—
	受診者数	目標	300人	300人	300人	200人	200人	200人
		実績	219人	201人	200人	—	—	—
大腸がん	対象者数	目標	4,850人	4,850人	4,850人	6,000人	6,000人	6,000人
		実績	6,954人	6,594人	6,244人	—	—	—
	受診者数	目標	550人	550人	550人	700人	700人	700人
		実績	645人	660人	680人	—	—	—
肺がん	対象者数	目標	4,850人	4,850人	4,850人	6,000人	6,000人	6,000人
		実績	6,954人	6,594人	6,244人	—	—	—
	受診者数	目標	450人	450人	450人	450人	450人	450人
		実績	414人	441人	450人	—	—	—
前立腺がん	対象者数	目標	2,130人	2,130人	2,130人	2,800人	2,800人	2,800人
		実績	3,209人	3,097人	2,990人	—	—	—
	受診者数	目標	220人	220人	220人	230人	230人	230人
		実績	188人	225人	230人	—	—	—
乳がん	対象者数	目標	2,780人	2,780人	2,780人	3,000人	3,000人	3,000人
		実績	3,745人	3,452人	3,160人	—	—	—
	受診者数	目標	300人	300人	300人	220人	220人	220人
		実績	208人	208人	210人	—	—	—
子宮がん	対象者数	目標	2,970人	2,970人	2,970人	3,300人	3,300人	3,300人
		実績	4,415人	4,000人	3,600人	—	—	—
	受診者数	目標	280人	280人	280人	200人	200人	200人
		実績	201人	181人	190人	—	—	—

② 特定健康診査

健診受診については、受診勧奨などを実施することと、地域医療との連携を持つことで受診者数を少しずつ増やしています。健診を受診することにより、生活習慣病の発症・重症化を予防することで、医療費削減や社会保障費の抑制につながっています。

生活習慣病は若いうちから予防することが重要となることから、今後は若い世代の受診を推奨し、生活習慣病の予防と早期発見・治療に努めます。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
対象者数	目標	2,054人	2,024人	1,994人	1,800人	1,780人	1,760人
	実績	1,919人	1,865人	1,820人	—	—	—
受診者数	目標	1,191人	1,214人	1,196人	1,134人	1,121人	1,108人
	実績	1,188人	1,180人	1,146人	—	—	—
受診率	目標	58.0%	60.0%	60.0%	63.0%	63.0%	63.0%
	実績	61.9%	63.3%	63.0%	—	—	—

③ 骨粗しょう症検診

骨粗しょう症を患っている方（特に女性）が多くなっていることから、広報等により周知を行い、受診者数を増やせるよう受診勧奨を行っています。

今後も引き続き、対象者への受診勧奨などを進め、早期発見・早期治療につなげていきます。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
対象者数	目標	2,700人	2,700人	2,700人	3,000人	3,000人	3,000人
	実績	3,745人	3,452人	3,160人	—	—	—
受診者数	目標	180人	180人	180人	130人	130人	130人
	実績	157人	137人	130人	—	—	—
受診率	目標	6.7%	6.7%	6.7%	4.3%	4.3%	4.3%
	実績	4.2%	4.0%	4.1%	—	—	—

(3) 健康意識の向上

高齢者一人ひとりが健康管理に自発的に取り組むよう支援するとともに、啓発等により健康意識、運動意欲の向上を図ります。

① 健康手帳

各自の健康データを共有化するノートとして健診受診時などに交付し、健診等だけでなく、医療機関受診時等データを共有できる資料として活用しています。予防対象（年齢により）により2種類の手帳を作成しています。

今後も継続した資料として活用していただけるように、周知していきます。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
交付数	目標	170件	170件	170件	100件	100件	100件
	実績	126件	120件	100件	—	—	—

② 健康に関する広報活動

健康教室や講演会等の各種事業時に、ポスターの掲示やちらしの配布、防災無線放送を利用した案内を行っています。また、町の広報誌に健診や健康づくりなど、健康に関する情報を掲載しています。

今後は、町ホームページやテレビトクシマのデータ放送を使った広報を増やしていくとともに、保健・医療・介護・福祉部門と連携した広報活動を継続して実施していきます。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
広報誌掲載回数	目標	25回	25回	25回	24回	24回	24回
	実績	24回	24回	24回	—	—	—

(4) 「けんこう海陽21（第2次）」の推進

中年期から健康意識を高め、自主的な健康づくりを日々の生活の中で取り組むため、特定健康診査や特定保健指導を推進するとともに、各種がん検診をはじめ、栄養・食生活の改善や運動・身体活動の習慣化などの生活習慣病の予防を図り、高齢期における脳血管・虚血性心疾患の予防に繋がります。

また、平成29（2017）年度に「けんこう海陽21（第2次）」中間評価を実施し、特定健診受診率の目標値である60%を達成しており、令和元年度も63.3%と目標値を達成しています。

今後も、自主的に積極的な健康づくりに取り組める環境づくりを行い、目標達成に向けた取組を継続していきます。

第5章 安心して快適に住み続けられるまちづくり

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・日常生活支援総合事業を構成する事業の1つで、要支援者と基本チェックリストで事業対象者に該当した方を対象に、訪問型サービス、通所型サービスに加え、多様な主体による多様なサービスを提供する事業です。

本町では介護予防訪問介護（独自）、介護予防通所介護（独自）、生活支援サービス（配食サービス）を実施していますが、訪問型サービスA（緩和型）と通所型サービスA（緩和型）はサービスを提供する事業所がないため実施していません。

介護予防訪問介護（独自）、生活支援サービス（配食サービス）の利用者は年々増加しており、介護予防通所介護（独自）の利用者は増減を繰り返しております。

今後も地域の実情に応じたサービスを提供できるよう、関係機関に働きかけていきます。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護予防訪問介護 (独自)	目標	360人	380人	400人	700人	750人	800人
	実績	498人	572人	650人	—	—	—
訪問型サービスA (緩和型)	目標	60人	84人	120人	—	—	—
	実績	0人	0人	0人	—	—	—
介護予防通所介護 (独自)	目標	420人	440人	460人	480人	480人	480人
	実績	476人	467人	480人	—	—	—
通所型サービスA (緩和型)	目標	120人	120人	120人	—	—	—
	実績	0人	0人	0人	—	—	—
生活支援サービス (配食サービス)	目標	150人	150人	150人	160人	170人	180人
	実績	119人	135人	150人	—	—	—

(2) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を把握し、介護予防活動へつなげる事業です。

今後は、各種関係機関との連携および、地域サロン等での把握に努めます。

② 介護予防普及啓発事業

いきいき百歳体操を主とした短期集中型体操教室を小地域で開催し、教室終了後は住民主体の自主グループとして体操を継続していくため、年3回フォローアップ教室を開催しています。また、筋力アップと認知症予防を目的とした介護予防教室を中学校区で月2回開催しています。

いきいきサロン、高齢者クラブ、民生委員、生きがいデイサービス等の集まりに講師を派遣して、介護予防教室を出前講座形式で開催しています。

令和元（2019）年度からは65歳を対象とした介護予防講座を開催し、人生90年時代を健康に過ごすための動機付けとなるよう取り組んでいます。

今後も、いきいきサロン等の地域活動と連携しながら、介護予防の普及啓発に努めます。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
予防教室開催数	目標	95回	100回	105回	200回	200回	200回
	実績	200回	184回	76回	—	—	—
参加人数	目標	850人	900人	950人	2,000人	2,000人	2,000人
	実績	2,392人	2,223人	1,320人	—	—	—
講演会数	目標	6回	6回	6回	4回	4回	4回
	実績	4回	4回	0回	—	—	—
参加人数	目標	350人	400人	450人	300人	300人	300人
	実績	254人	257人	0人	—	—	—

③ 地域介護予防活動支援事業

いきいきサロンを小地域で行う介護予防活動の拠点として位置づけており、サロン参加者の高齢化により運営が難しくなったサロンに対してサポーターを派遣し、サロンでの介護予防活動を支援しています。

今後はサロン参加者の若返りを図り、サロン活動の継続に向けた支援を強化していきます。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
サロン数	目標	44 か所	44 か所	44 か所	40 か所	40 か所	40 か所
	実績	41 か所	40 か所	40 か所	—	—	—
延参加人数	目標	3,450 人	3,450 人	3,450 人	3,000 人	3,000 人	3,000 人
	実績	3,185 人	2,732 人	800 人	—	—	—

④ 一般介護予防事業評価事業

地域づくりの観点から一般介護予防事業も含め、総合事業全体の事業評価を行う事業です。

本町では、令和2（2020）年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を、第8期介護保険事業計画策定に反映させ、各々の事業が、適正かつ効率的に実施されているかどうか、その実態を把握し、総合事業全体の改善を図ります。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与の促進を目的とした事業です。

本町では、今後、地域ケア会議等でリハビリテーション専門職等による、介護予防に向けた具体的な助言を実施するよう努めます。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
実施回数	目標	—	1 回	2 回	1 回	1 回	1 回
	実績	1 回	1 回	1 回	—	—	—

2.地域包括ケアシステムの充実

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域の高齢者すべての心身の健康維持や地域の保健・福祉・医療の向上・増進のために必要な支援を包括的に行い、地域ケアの総合的な推進を図るため、地域包括支援センターの機能を強化するとともに、適正かつ円滑な運営を行っています。また、支援・サービスが必要な方の早期発見・早期対応、関係機関によるネットワークの構築を図ります。

今後も多様なニーズに対応するために、業務のレベル向上、機能強化等を実施します。

(2) 地域ケア会議の推進

地域ケア会議を開催し、個別ケース検討を通じてケアマネジメント支援を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築につながるよう、内容の充実に努めます。

また、個別困難事例等を検討する個別会議と地域課題等を検討する全体会議を開催しています。

今後は、要支援者等の自立を促すことを目的とした自立支援ケア会議の開催に向けて取り組みます。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
個別会議数	目標	—	—	—	12回	12回	12回
	実績	21回	12回	5回	—	—	—
全体会議数	目標	—	—	—	1回	1回	1回
	実績	1回	1回	1回	—	—	—

(3) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療連携拠点機能（医師会等）と地域包括支援センター等が連携、また、海陽町介護保険事業者等連絡協議会を設置し、在宅医療・介護連携を推進しています。

平成 30（2018）年度より在宅医療介護連携推進事業を実施し、在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討を行っています。安心して最期まで住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅療養・在宅看取りを推進し、医療介護関係者の研修や地域住民への普及啓発を行います。

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
講演会数	目標	—	—	—	1 回	1 回	1 回
	実績	1 回	0 回	0 回	—	—	—
研修会数	目標	—	—	—	3 回	3 回	3 回
	実績	1 回	4 回	3 回	—	—	—

(4) 認知症施策の推進

認知症の人やその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、平成 29（2017）年度から認知症総合支援事業を実施しています。

今後も引き続き、認知症総合支援事業の円滑な実施を図り、認知症患者や家族の支援を行います。

① 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症に関する悩みや問題を本人や家族が抱え込むことのないよう、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図り、認知症の人やその家族を支えるため、認知症地域支援推進員を配置し、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図っています。

今後も、認知症地域支援推進員が中心となって認知症家族交流会を開催し、家族の精神的な負担を軽減し、リフレッシュできるよう支援します。

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
認知症家族交流会開催回数	目標	—	—	—	3 回	3 回	3 回
	実績	3 回	3 回	3 回	—	—	—
延参加人数	目標	—	—	—	25 人	30 人	30 人
	実績	24 人	22 人	20 人	—	—	—

② 認知症初期集中支援推進事業

認知症の早期診断、早期対応のため、専門職で構成された認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、観察・評価を行い、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、必要なサービス等の提供につなげ、在宅生活の支援を行っています。

認知症初期集中支援チームの働きかけにより、困難事例が介護サービスや専門医に繋がるようになっていきます。

今後も引き続き、認知症初期集中支援チームを中心に関係機関と連携しながら、早期診断・対応を行い、必要なサービス等の提供につなげます。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認知症初期 集中支援件数	目標	—	—	—	5件	5件	5件
	実績	6件	5件	5件	—	—	—

③ 認知症ケアパスの作成

認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関など、適切なケアの流れを明らかにした認知症ケアパス「認知症あんしんガイド」を平成29(2017)年度に作成し、行政や医療機関等の窓口を設置し、もの忘れに関する相談時に活用しています。

今後もサービス体制整備に合わせて適宜内容を見直し、住民や医療・介護関係者への普及を図ります。

④ 認知症等高齢者の地域支え合い活動の促進

地域にある様々なネットワークを生かして、認知症の人や家族が安心して生活することができるよう、民間事業者等と高齢者の見守り活動に関する協定を締結し、ネットワークを活用しながら認知症等高齢者を見守っています。また、行方不明になる恐れのある認知症高齢者への支援として、事前登録やGPSの貸出を行っています。

今後は、地域での助け合い活動と連携して、認知症等高齢者の見守り支援に取り組みます。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者がいつまでも自分らしく住み慣れた地域で生活ができるように、介護保険をはじめ様々な介護サービスを適切に利用できるよう、ケアマネジメントに関する個別指導・相談・助言等、ケアマネジャーの支援を行います。

(6) 生活支援サービスの整備

日常生活上の支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活ができるよう、平成 30（2018）年度から生活支援コーディネーターを配置し、小地域での助け合い活動を推進して、多様な生活支援サービスを提供する体制づくりに取り組んでいます。

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
第 3 層協議体数	目標	—	—	—	40	40	40
	実績	21	32	35	—	—	—

3.高齡者への生活支援

(1) 配食サービス (一般高齡者)

65 歳以上の高齡者世帯又は身体障害者のみの世帯で、栄養改善が必要な方および調理が困難な場合に月曜から土曜日までの週 6 回以内で昼食を配達しています。業者は各地区 2 業者ずつ月交替をお願いしていますが、高齡や健康面の不安が懸念されます。

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
実施人数	目標	65 人	65 人	65 人	65 人	65 人	65 人
	実績	69 人	66 人	65 人	—	—	—
実施食数	目標	12,000 食	12,000 食	12,000 食	12,000 食	12,000 食	12,000 食
	実績	14,458 食	13,023 食	13,000 食	—	—	—

(2) 軽度生活援助事業

介護保険の要支援・要介護認定を受けていない 65 歳以上の高齡者世帯で家事援助が必要な方を対象に、自立した在宅生活の継続を図るため、ホームヘルパーを派遣し、日常生活の援助を行っています。介護保険適用外の方にご利用いただくことで、要介護状態への移行を遅らせることにもつながり、状態変化等、見守りの効果も果たしています。

総合事業が開始されたことに伴い、利用者は減少しましたが、緊急時・短期的に利用できるサービスであることから、事業内容の検討を行いながら今後も継続して事業を実施します。

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
実施人数	目標	6 人	6 人	6 人	1 人	1 人	1 人
	実績	2 人	0 人	1 人	—	—	—
実施食数	目標	210 回	210 回	210 回	48 回	48 回	48 回
	実績	70 回	0 回	48 回	—	—	—

(3) 買物支援事業

65歳以上の高齢者、障がいのある方および、一時的な病気で日常生活必需品の買い物が困難な方を対象に買い物をして配達します。利用者の多くが山間部に居住し、買い物に行けなかったり重い物を運べなかったりする方たちのため、在宅で生活するために不可欠なサービスとなっていますが、民間の移動販売等もあり、利用者は減少しています。

今後は利用者数も減少していることから、他のサービスへの移行を検討します。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
対象者数	目標	3人	3人	3人	—	—	—
	実績	2人	1人	1人	—	—	—
実施回数	目標	70回	70回	70回	—	—	—
	実績	58回	28回	24回	—	—	—

(4) 生きがい活動支援通所事業

介護保険の要支援・要介護認定を受けていない高齢者を対象にデイサービスにおいてレクリエーション活動や必要な助言等を行い、社会的孤立を防止し、要支援・要介護状態への移行を予防します。1か月に1回、介護保険認定者以外の介護予防事業と社会参加促進を目的として実施していますが、利用者の加齢に伴う介護保険への移行などで利用者数は減少しています。

重度化防止に一定の効果を挙げていることや、団塊の世代の高齢化に伴って対象者数も増えるため、今後も継続していきます。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
対象者数	目標	40人	45人	45人	30人	30人	30人
	実績	26人	26人	26人	—	—	—
実施回数	目標	36回	36回	36回	24回	24回	24回
	実績	24回	24回	24回	—	—	—

(5) 生活管理指導短期宿泊事業

短期宿泊で訓練を行うことで、在宅での生活を可能とします。生活困窮、虐待等により、一時避難的な利用もあるため、今後も多様な状況に応じて実施していきます。

4.住民相互で支え合う地域づくりの推進

(1) 総合相談・支援事業の推進

制度の紹介や必要な情報提供を行い、生活の状況についてお伺いすることで本人が安心して生活が送られるよう、専門の職員が高齢者の総合相談、地域高齢者の実態把握、高齢者虐待の防止・早期発見などの権利擁護に関する相談および支援を行い、また、各関係機関と連携を図り、情報を共有することで迅速適切な対応を実施します。

今後、後期高齢者の増加に伴い相談件数の増加が見込まれるため、各関係機関と連携を図り、相談支援体制の強化を図ります。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
相談人数	目標	670人	670人	670人	800人	850人	900人
	実績	694人	782人	800人	—	—	—
相談回数	目標	670回	670回	670回	800回	850回	900回
	実績	694回	782回	800回	—	—	—

(2) 地域における支え合いの促進

① 福祉教育の推進

社会福祉協議会が中心となって学校や教育委員会と連携し、児童生徒のボランティア活動への参加を促進するとともに、早くからボランティア活動に携わる機会の拡大に努めています。

また、小・中学校、高校に出向いて認知症サポーター養成講座を実施し、認知症サポーターの養成を行っています。

今後も、学校での認知症サポーター養成講座を継続し、児童生徒を通して認知症の人や家族への理解が深まるよう保護者や地域住民へ働きかけます。引き続き、認知症初期集中支援チームを中心に関係機関と連携しながら、早期診断・対応を行い、必要なサービス等の提供につなげます。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認知症サポーター 養成講座数	目標	—	—	—	5回	5回	5回
	実績	6回	5回	0回	—	—	—
認知症サポーター 養成数	目標	—	—	—	100人	90人	95人
	実績	181人	135人	0人	—	—	—

② ボランティアの育成支援

●取り組み内容

地域での助け合い活動を担うボランティアを育成するため社会福祉協議会と連携して、平成30(2018)年度より助け合いゲームの体験を取り入れた説明会を開催しています。既に助け合い活動に取り組んでいるボランティアの報告が刺激となり、新たに助け合い活動に参加するボランティアが生まれています。

●今後の方向性

いきいきサロン等住民主体の活動を担うボランティアが高齢化し、活動の継続が危ぶまれるようになってきており、今後は前期高齢者をターゲットとしたボランティアの育成に努めます。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
説明会の開催回数	目標	—	—	—	10回	10回	10回
	実績	6回	13回	0回	—	—	—
参加者数	目標	—	—	—	150人	150人	150人
	実績	136人	210人	0人	—	—	—

(3) 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進

① 成年後見制度の利用促進

既存の保健・医療・福祉の支援ネットワークを活用し、権利擁護支援の必要な方を発見し、早期の段階から相談を受けられる支援体制を構築します。また、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築し、平成 29 (2017) 年に設置した「海陽町権利擁護センター」を「中核機関」に位置づけ、地域の実情にあった運営を目指します。さらに、成年後見制度の利用が必要にも関わらず、本人および親族による申立が見込めない場合、町長申立制度の利用につなげ、その費用を負担することが困難な場合、申立費用や後見人等への報酬を助成します。

今後は、地域住民を対象とした制度の周知を図り、利用を促進します。

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
相談件数	目標	—	—	—	100 件	100 件	100 件
	実績	176 件	85 件	90 件	—	—	—

② 日常生活自立支援事業の推進

福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業を実施しています。今後も高齢化が進行する中で対象者は増えていくと考えられます。

今後も事業の周知を図るとともに、海陽町権利擁護センターを核に、成年後見制度の利用と併せて、判断能力が低下されても安心して住み慣れた地域で生活ができるよう取り組んでいきます。

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
実施人数	目標	19 人	20 人	21 人	18 人	18 人	18 人
	実績	16 人	16 人	16 人	—	—	—
相談回数	目標	1,520 回	1,540 回	1,560 回	800 回	800 回	800 回
	実績	1,039 回	671 回	700 回	—	—	—

③ 虐待防止の推進

高齢者への虐待を未然に防ぐため、介護者の負担を軽減するための支援を行うとともに虐待があった場合にも早期に発見し、発見から対応まで速やかに行えるように、地域における高齢者虐待防止ネットワークを構築します。

④ 消費者被害の防止

高齢者が「振り込め詐欺」や「架空請求」などによる被害にあうことを未然に防止できるよう、社会福祉協議会や民生委員会と連携していきます。

5. 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

(1) 福祉のまちづくりの推進

高齢者が安心して快適な生活を送り、社会参加活動ができる環境を整備するため、心身の状態に関係なく、共に生活できる社会が望ましいというノーマライゼーションやバリアフリーの理念に基づいた福祉のまちづくりを推進します。

(2) 高齢者の利用に配慮した公共的施設の整備

高齢者をはじめとするすべての町民が自らの意思で自由に行動や社会参加ができるまちづくりをめざし、「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」に基づき、道路、公園、公共施設等の整備を推進します。

また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（新バリアフリー法）を踏まえ、町民が利用する公共施設等のバリアフリー化に向けた促進に努めます。

(3) 移動手段の確保

高齢者の移動をスムーズにすることは、高齢者の外出機会を増やし、健康増進や介護予防、社会参加による生きがいづくりにもつながります。

高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと活躍できるまちづくりを実現するため、在宅の75歳以上の運転免許証をもっていない高齢者に対し、タクシー・バス及び鉄道の利用料金の一部を助成します。

令和元（2019）年10月からの新規事業のため、今後は制度の周知を図り、利用を促進します。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
申請者数	目標	—	400人	400人	400人	400人	400人
	実績	—	282人	350人	—	—	—

(4) 住環境の整備

① 養護老人ホーム

養護老人ホームは概ね 65 歳以上で環境上の理由及び経済的理由により、在宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所させ養護します。

利用については、近隣市町の既存施設による対応を図ります。

② 軽費老人ホーム

60 歳以上の高齢者が、家庭環境、住宅事情などの理由で、在宅で生活することが困難な低所得者が入所する施設です。

入所が適当と思われる人が利用できるように、近隣市町の既存施設による対応を図ります。

③ 有料老人ホーム

有料老人ホームは、高齢者が食事の提供や健康管理、介護サービスなどを受けながら生活を送る施設で、介護付（介護専用型・混合型）、住宅型、健康型の 3 つのタイプがあり、民間事業者により整備運営を行っています。

利用については、近隣市町の既存施設による対応を図ります。

④ サービス付き高齢者住宅

サービス付き高齢者向け賃貸住宅は、高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する施設です。

町には、2 施設あり、定員は 36 人となっています。

今後は、県との連携を図り、情報共有に努めていきます。

(5) 交通安全対策の推進

増加している高齢者の交通事故防止のため、町民の交通安全知識の普及・啓発を図り、地域における交通マナーの一層の向上を図ります。

また、高齢者に対しては、交通安全教室の実施など、高齢者の交通安全に対する意識の向上を図るとともに、高齢者の交通安全対策を推進します。

(6) 防災対策の推進

① 防災知識の普及啓発

広報等を通じての防災に対する意識啓発や災害から身を守るための知識や対処方法等の普及、自主防災組織の育成について町危機管理課や民生児童委員協議会等と連携していきます。

② 防災体制の整備

関係機関と連携して、消防団の組織充実、災害時の応急対策やライフラインの確保、避難場所や避難経路の整備など、防災体制の充実を図ります。また、災害時に避難行動支援を必要とする高齢者の安否確認や避難誘導等の活動が速やかに行われるよう、避難行動要支援者名簿の更新や個別計画を作成し、防災体制の整備に努めます。

(7) 感染症対策に係る体制整備

① 感染症に対する備えの検討

令和2（2020）年、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、国内においても、多くの感染者が出ています。

このため、日頃から介護サービス事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築を図ります。

また、感染症発生時も含め、必要かつ適切な感染症対策が行えるよう、徳島県や保健所、協力医療機関との連携を強化します。

(8) 防犯体制の整備

③ 緊急通報体制整備

一人暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速に対応するため、必要と認められる方に対して緊急通報装置を随時設置しています。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
設置数	目標	21台	22台	23台	21台	22台	23台
	実績	20台	21台	21台	—	—	—

第6章 生きがいづくり・社会参加の促進

1. 高齢者の生きがいづくり

(1) 老人クラブ活動

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織です。仲間づくりと生きがいと健康づくりなど、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、個々の知識や経験を活かして、地域諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組んでいます。高齢者の知識・技能の伝承、社会奉仕活動や健康増進事業等の一層の推進を図るため、新規会員の入会に努め、積極的に支援します。

役員のみならず、また、現在の世話人が活動できなくなった後の後継者問題は、どこの単位クラブでも課題となっています。

自然減で会員数が減っていく中で、1単位クラブごとに新たな会員を1人お声かけするよう町老連役員会で共通理解し、チラシ作成をして地道な声かけを続けていきます。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
老人クラブ数	目標	40	40	40	39	39	39
	実績	39	39	39	—	—	—
会員数	目標	795人	795人	795人	780人	790人	790人
	実績	790人	770人	779人	—	—	—

(2) 生涯学習推進事業

高齢者が生きがいのある生活を送ることを目的として、各種趣味・教養を高めるための講座の開催やサークル活動などを行います。

(3) 町民スポーツ・体操の振興

スポーツや体操の活動は高齢者の介護予防や健康づくり、また、交流の機会として有効であるため、高齢者も無理なくできるスポーツや体操を普及し、高齢者一人ひとりの年齢、体力、目的等に応じて気楽に参加し楽しむことのできる生涯スポーツや体操、レクリエーション活動の推進を図りました。

今後はスポーツを取り入れたバランスの良いライフスタイルを築くことができるように、教育委員会や愛あいクラブと連携し、スポーツや体操教室の推進体制の強化を図ります。

(4) 世代間・地域交流の促進

世代間の交流を図ることや生涯学習活動を実施する格好の施設として阿波海南文化村に「いきいき館」が開設されています。

これらの施設を大いに活用して、世代間交流を促進することで、地域を越えた仲間づくりの輪や活動範囲をさらに拡大し、生きがいつくりの促進に努めます。

2. 高齢者の社会参加の促進

(1) シルバー人材センター

健康で、働く意欲のある町内の定年退職者等の高齢者が豊かな経験と能力を活かして仕事をつづけ、仕事を通じて積極的に社会参加し、家庭や地域に活力を生み出し、主体となつてともに働き、ともに助け合い、より良い生きがいをいづくりに取り組み、いきいきとした人生を築けるようにすることを目指し、シルバー人材センターの活動を促進しています。

高齢等により、会員は年々減少していることから、今後は広報等で会員募集をし、高齢者の能力や経験を活用した就業の機会を確保するため活動を促進していきます。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
シルバー人材 センター登録者数	目標	65人	65人	65人	65人	65人	65人
	実績	52人	57人	60人	—	—	—
派遣件数	目標	1,000件	1,000件	1,000件	1,000件	1,000件	1,000件
	実績	960件	1,000件	1,000件	—	—	—

(2) 高齢者のボランティア活動の促進

今後団塊の世代が高齢期を迎えるため、地域活動への高齢者の積極的な参加は、活力ある地域社会の形成のために重要な取り組みとなります。活動可能なボランティア登録者を開拓し、登録者の活動を活性化するため、社会福祉協議会のボランティアコーディネート力を強化していきます。

また、高齢化が進み、サポーターのなり手が減っている現状の中で現在ボランティア登録をした高齢者の方に、ふれあいいきいきサロンのサポーター等として活動していただいておりますが、住民主体の支え合い活動の必要が増す中、高齢者の方々が生きがいをもって、それぞれの能力を活かしたボランティア活動ができるようコーディネートし、ニーズの把握や負担の軽減に努めていきます。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
登録人数	目標	36人	36人	36人	58人	58人	58人
	実績	53人	58人	56人	—	—	—
活動人数	目標	7人	7人	7人	16人	16人	16人
	実績	16人	16人	16人	—	—	—

第7章 要支援・要介護者への支援

1. 介護給付・予防給付サービスの実施

高齢者が地域で自分らしく、安心して生活ができるよう、在宅に重点を置いた介護サービスの充実強化に取り組みます。

また、各サービスに対する利用者のニーズ等に基づき量的な整備目標を設定し、サービスの利用者の見込みに応じた量の確保と、その安定的な供給体制の確保・充実を図ります。

【介護保険サービスの体系】

	徳島県が 指定・監督を行うサービス	海陽町が 指定・監督を行うサービス
【介護給付】 を行うサービス	<p>【居宅サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護 ●訪問入浴介護 ●訪問看護 ●訪問リハビリテーション ●居宅療養管理指導 ●通所介護 ●通所リハビリテーション ●短期入所生活介護 ●短期入所療養介護 ●福祉用具貸与 ●特定福祉用具購入 ●住宅改修 ●特定施設入居者生活介護 <p>【施設サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護老人福祉施設 ●介護老人保健施設 ●介護療養型医療施設 ●介護医療院 	<p>【地域密着型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ●夜間対応型訪問介護 ●認知症対応型通所介護 ●小規模多機能型居宅介護 ●認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ●地域密着型特定施設入居者生活介護 ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ●看護小規模多機能型居宅介護 ●地域密着型通所介護 <p>【その他サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●居宅介護支援
【予防給付】 を行うサービス	<p>【介護予防居宅サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護予防訪問入浴介護 ●介護予防訪問看護 ●介護予防訪問リハビリテーション ●介護予防居宅療養管理指導 ●介護予防通所リハビリテーション <p>【その他サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護予防短期入所生活介護 ●介護予防短期入所療養介護 ●介護予防福祉用具貸与 ●特定介護予防福祉用具購入 ●介護予防住宅改修 ●介護予防特定施設入居者生活介護 <p>【その他サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護予防支援（地域包括支援センターが行う介護予防支援は海陽町） 	<p>【地域密着型介護予防サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護予防認知症対応型通所介護 ●介護予防小規模多機能型居宅介護 ●介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

(1) 居宅・介護予防サービス

① 訪問介護

ホームヘルパー（訪問介護員）が家庭を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介助や炊事、掃除などの生活援助を行うサービスです。

【量の見込み】

（単位：回/月、人/月）

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
訪問介護	回数	2,255	2,239	2,276	2,187
	人数	122	121	123	119

② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

要介護（要支援）者の家庭を訪問し、浴槽搭載の入浴車等から家庭内に浴槽を持ち込んで入浴介護を行うサービスです。

【量の見込み】

（単位：回/月、人/月）

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
訪問入浴介護	回数	19	19	19	19
	人数	5	5	5	5
介護予防訪問入浴介護	回数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0

③ 訪問看護、介護予防訪問看護

訪問看護は、看護師や保健師が家庭を訪問して、医師の指示に基づいて病状の観察や床ずれの手当てなどを行うサービスです。

【量の見込み】

（単位：回/月、人/月）

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
訪問看護	回数	462	441	450	441
	人数	37	35	36	35
介護予防訪問看護	回数	180	180	180	170
	人数	20	20	20	19

④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、主治医の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。

【量の見込み】

(単位：回/月、人/月)

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
訪問リハビリテーション	回数	164	159	164	159
	人数	17	16	17	16
介護予防訪問 リハビリテーション	回数	16	16	16	16
	人数	2	2	2	2

⑤ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うものです。また、介護予防居宅療養管理指導は、介護予防を目的とした栄養指導、口腔清掃などを行うサービスです。

【量の見込み】

(単位：人/月)

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
居宅療養管理指導	人数	114	112	116	112
介護予防居宅療養管理指導	人数	3	3	3	3

⑥ 通所介護

通所介護は、デイサービスセンターなどに通い、日常動作訓練、入浴、給食などを提供するサービスです。

【量の見込み】

(単位：回/月、人/月)

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
通所介護	回数	1,537	1,512	1,537	1,505
	人数	134	132	134	131

⑦ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、介護老人保健施設、病院、診療所などで、理学療法や作業療法、その他の必要なリハビリテーションを行うサービスです。

【量の見込み】

(単位：回/月、人/月)

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
通所リハビリテーション	回数	778	778	787	769
	人数	85	85	86	84
介護予防 通所リハビリテーション	人数	40	40	40	38

⑧ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に短期間入所し、当該施設において入浴・排せつ・食事の介護などの日常生活上の世話を行うサービスです。

【量の見込み】

(単位：日/月、人/月)

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
短期入所生活介護	日数	617	591	617	617
	人数	26	25	26	26
介護予防短期入所生活介護	日数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0

⑨ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護は、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を行うサービスです。

【量の見込み】

(単位：日/月、人/月)

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
短期入所療養介護	日数	44	44	44	38
	人数	7	7	7	6
介護予防短期入所療養介護	日数	5	5	5	5
	人数	1	1	1	1

⑩ 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要介護（要支援）者の日常生活上の自立を助ける用具や機能訓練のための用具、福祉機器を貸与するサービスです。対象用具には、車いす・床ずれ予防用具・歩行器・つえ等があります。

【量の見込み】

(単位：人/月)

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
福祉用具貸与	人数	180	174	181	176
介護予防福祉用具貸与	人数	64	63	63	60

⑪ 特定福祉用具購入、特定介護予防福祉用具購入

特定福祉用具購入は、腰掛け便座や入浴補助用具等の福祉用具を購入した要介護（要支援）者に、年間10万円の利用額を限度とし、費用の7～9割を支給するものです。

【量の見込み】

(単位：人/月)

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
特定福祉用具購入	人数	4	4	4	4
特定介護予防福祉用具購入	人数	2	2	2	2

⑫ 住宅改修、介護予防住宅改修

住宅改修費の支給は、要介護（要支援）者の日常生活を支援し、介護の負担を軽減するために、手すりの取り付けや段差解消、洋式便器への取り替えなど小規模な住宅改修を行った場合に、20万円を限度としてかかった費用の7～9割を上限に支給するものです。

【量の見込み】

(単位：人/月)

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
住宅改修	人数	3	3	3	3
介護予防住宅改修	人数	4	4	4	4

⑬ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームやケアハウスなどに入居している要介護（要支援）者に対して、特定施設サービス計画（施設ケアプランに相当）に沿って、入浴・排せつ・食事の介護などの身体介護サービス、調理・洗濯・掃除などの生活援助サービス、生活や健康に関する相談など、要介護（要支援）者が日常生活を送るにあたって必要なサービスを提供するものです。

【量の見込み】

（単位：人/月）

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
特定施設入居者生活介護	人数	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0	0

⑭ 居宅介護支援、介護予防支援

居宅サービス等を適切に利用できるように、心身の状況や環境、本人や家族の意向を踏まえ、介護サービス及び介護予防サービス計画を作成するとともに、サービス提供事業者等との連絡・調整を行うサービスです。

【量の見込み】

（単位：人/月）

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
居宅介護支援	人数	299	301	303	294
介護予防支援	人数	109	110	109	105

(2) 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

これまでの実績はありません。また、本計画期間における整備計画はありませんが、今後、事業者の参入意向があれば、検討していきます。

② 夜間対応型訪問介護

主に要介護3以上の人について、夜間、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その人の居宅において、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活での支援を行います。

これまでの実績はありません。本計画期間における整備計画はありませんが、家族介護者の負担軽減を図るために有効なサービスであることから、今後、ニーズを把握し、必要に応じて検討していきます。

③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要介護（要支援）者の通所介護で、認知症対応型通所介護事業所において、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活での支援及び機能訓練を行います。

【量の見込み】

(単位：回/月、人/月)

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
認知症対応型通所介護	回数	393	393	393	393
	人数	28	28	28	28
介護予防認知症対応型通所介護	回数	12	12	12	12
	人数	2	2	2	2

④ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

認知症高齢者を主な対象とし、「通い」（デイサービス）を基本に、必要に応じて随時、「訪問」（ホームヘルプサービス）や「泊まり」（ショートステイ）を組み合わせ、身近な地域で「なじみの」介護職員による多様な介護が受けられるサービスです。

【量の見込み】

(単位：人/月)

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
小規模多機能型居宅介護	人数	1	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0	0

⑤ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護（要支援）者が、生活支援を受けながら共同生活をする住居であるグループホームにおいて、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活での支援及び機能訓練を行います。

【量の見込み】

(単位：人/月)

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
認知症対応型共同生活介護	人数	44	44	44	44
介護予防 認知症対応型共同生活介護	人数	1	1	1	1

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の特定施設に入所している要介護者について、その施設が提供するサービスの内容などを定めた計画に基づき行われる入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、療養上の世話を行います。

これまでの実績はありません。また、本計画期間における整備計画はありませんが、今後、事業者の参入意向があれば、検討していきます。

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、その施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

これまでの実績はありません。また、本計画期間における整備計画はありませんが、今後、事業者の参入意向があれば、検討していきます。

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問介護など複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。1つの事業所からサービスが組み合わせられ提供されるため、サービス間の調整が行いやすく柔軟なサービス提供が可能になることや、一体的に提供する複合型事業所の創設により、医療ニーズの高い要介護者への支援を充実することが可能となります。

これまでの実績はありません。また、本計画期間における整備計画はありませんが、今後、事業者の参入意向があれば、検討していきます。

⑨ 地域密着型通所介護

利用定員 18 人以下の小規模のデイサービスセンター等に通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練等を日帰りで提供するサービスです。

【量の見込み】

(単位：回/月、人/月)

		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)
地域密着型通所介護	回数	21	21	21	21
	人数	2	2	2	2

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、要介護者に対し、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行うことを目的とした施設です。

【量の見込み】

(単位：人/月)

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
介護老人福祉施設	人数	69	69	69	69

② 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を行うとともに、在宅生活への復帰を図ることを目的とした施設です。

【量の見込み】

(単位：人/月)

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
介護老人保健施設	人数	123	123	123	123

③ 介護療養型医療施設

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期にわたる療養が必要な人のための医療機関の病床で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。

【量の見込み】

(単位：人/月)

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
介護療養型医療施設	人数	6	6	6	

④ 介護医療院

慢性期の医療・介護ニーズに対応する、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。

【量の見込み】

(単位：人/月)

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
介護医療院	人数	4	4	4	10

2.介護保険サービスの質の確保

(1) 適切なサービス提供体制の確保

居宅介護支援事業者やサービス提供事業者への各種の研修や情報の提供を行うとともに、良質かつ効率的なサービス利用が行われるよう、実施状況の定期的な点検など、指導・助言体制を強化します。介護重度化予防のためには、介護が必要になった段階で介護保険サービス等の利用につなげることが重要です。介護保険サービス等の利用に向けた支援として、冊子、ホームページ、窓口等、多様な媒体を通じた情報提供を実施します。

(2) ケアマネジャーの人材育成・資質向上

ケアマネジャーの資質向上により、居宅サービス等の質の向上を図るために、町内のサービス事業所に勤務する介護支援専門員が業務を行う上で必要な情報の伝達・研修などを、様々なテーマで年1回以上実施しています。

今後も参加者が参加しやすい時間等に、実施することで参加者の増加を目指し、研修については、ケアマネジメントの考え方やポイントの共有を図っていきます。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
研修会 開催回数	目標	—	—	—	2回	2回	2回
	実績	2回	1回	1回	—	—	—
参加者数	目標	—	—	—	30人	30人	30人
	実績	34人	15人	15人	—	—	—

(3) 相談・苦情処理の体制づくり

利用者がより円滑に、より充実したサービスを利用することができるよう、要介護認定からサービスの内容に関することまで、あらゆる相談に対応できる体制が必要となります。このため、町民が気軽に相談できる環境づくり、身近な相談窓口づくりに努めます。

また、介護保険相談窓口だけでなく、町内の関係団体・サービス事業者・福祉従事者・民生児童委員など、地域の多くの人々からの意見収集に努めます。

(4) サービス評価の普及

介護サービスの質を確保し、向上を図っていく観点から、サービスの内容を点検・評価し、その結果をいかして改善を続けていくサービスの評価が重要です。このため、介護サービス事業者自らが行うサービス評価の普及を図ります。

3. 介護保険事業の円滑な運営

(1) 第8期における第1号被保険者保険料の算定

第1号被保険者保険料の算出は、以下の手順で行いました。

1	被保険者数の推計
↓	<p>過去の人口推移の実績から、将来人口推計を行います。</p> <p>第1号被保険者数(65歳以上)、第2号被保険者数(40～64歳)について、令和3(2021)年度～令和5(2023)年度の推計を行います。</p>
2	要介護(要支援)認定者数の推計
↓	<p>被保険者数に対する要介護(要支援)認定者数(認定率)の実績等を勘案して、手順1で推計された被保険者数見込みに認定率を乗じて、令和3(2021)年度～令和5(2023)年度の要介護(要支援)認定者数を推計します。</p>
3	施設・居住系サービス量の見込み算出
↓	<p>手順2で推計された要介護(要支援)認定者数見込みに対する、施設・居住系サービス利用者数の見込み、過去の利用実績単価等を用いたサービス別事業量を算出します。</p> <p>※近隣における施設整備の影響や、町の施設居住系サービスの整備方針を反映します。</p>
4	在宅サービス等の量の見込み算出
↓	<p>手順2で推計された要介護(要支援)認定者数から手順3で推計した施設居住系サービス利用者数の見込みを差し引くことで、標準的居宅サービス利用者数を推計します。</p> <p>標準的居宅サービス利用者数に、過去のサービス利用実績(利用率、日数、回数、給付費等)を踏まえて、在宅サービスの事業量を推計します。</p> <p>※町の地域密着型サービス等の整備方針を反映します。</p>
5	地域支援事業等の必要な費用の推計
↓	<p>過去の実績から、地域支援事業費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料の見込みを算出します。</p>
6	介護保険料の設定
	<p>所得段階の設定、所得段階別被保険者数の推計、保険料収納率、準備基金の取崩等を勘案して、介護保険料を算出します。</p>

(2) 介護保険サービス事業費の見込み

① 介護給付費の見込み

(単位：千円/年)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅サービス			
訪問介護	90,853	90,286	91,715
訪問入浴介護	2,856	2,857	2,857
訪問看護	17,240	16,346	16,656
訪問リハビリテーション	6,223	6,025	6,227
居宅療養管理指導	13,796	13,545	14,048
通所介護	131,232	128,683	130,959
通所リハビリテーション	75,969	76,011	76,909
短期入所生活介護	55,023	52,585	55,054
短期入所療養介護（老健）	4,616	4,619	4,619
特定施設入居者生活介護	2,528	2,530	2,530
福祉用具貸与	27,276	26,128	27,335
特定福祉用具購入費	1,013	1,013	1,013
住宅改修	2,212	2,212	2,212
居宅介護支援	56,330	55,890	56,859
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	44,366	44,391	44,391
小規模多機能型居宅介護	1,506	1,507	1,507
認知症対応型共同生活介護	133,212	133,286	133,286
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
地域密着型通所介護	2,265	2,266	2,266
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	193,262	193,369	193,369
介護老人保健施設	374,241	374,449	374,449
介護療養型医療施設	26,369	26,384	26,384
介護医療院	19,640	19,651	19,651
合計	1,282,028	1,274,033	1,284,296

② 予防給付費の見込み

(単位：千円/年)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	6,061	6,064	6,064
介護予防訪問リハビリテーション	575	575	575
介護予防居宅療養管理指導	321	321	321
介護予防通所リハビリテーション	17,257	17,266	17,266
介護予防短期入所生活介護	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	470	470	470
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	4,619	4,538	4,538
特定介護予防福祉用具購入費	478	478	478
介護予防住宅改修	3,531	3,531	3,531
介護予防支援	5,616	5,728	5,456
地域密着型サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	1,332	1,333	1,333
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	3,003	3,004	3,004
合計	43,263	43,308	43,036

③ 総給付費の見込み

介護サービス総給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額及び審査支払手数料を合わせた標準給付費見込額は、以下のとおりとなっています。

単位：千円

	第8期合計	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
総給付費	3,969,964	1,325,291	1,317,341	1,327,332
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	156,205	56,584	49,541	50,080
特定入所者介護サービス費等給付額	206,929	69,341	68,429	69,159
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	50,724	12,757	18,888	19,079
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	95,753	32,185	31,616	31,952
高額介護サービス費等給付額	96,927	32,480	32,053	32,394
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	1,174	295	437	442
高額医療合算介護サービス費等給付額	12,815	4,294	4,238	4,283
算定対象審査支払手数料	5,015	1,700	1,615	1,700
標準給付費見込額 (A)	4,239,751	1,420,054	1,404,351	1,415,347

※端数処理の関係上、合計が一致しない場合があります。

④ 地域支援事業費の見込み

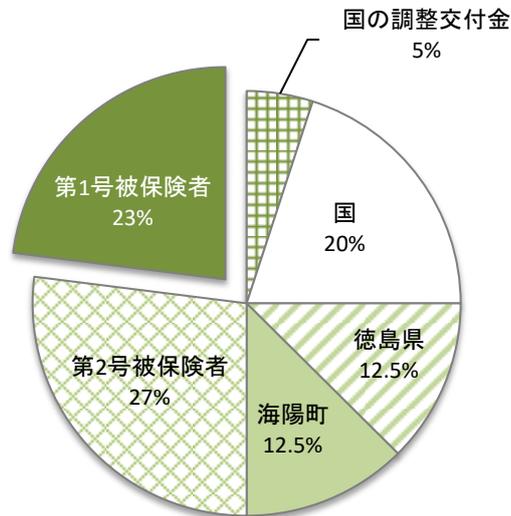
地域支援事業費の見込みは以下のとおりとなっています。

単位：千円

	第8期合計	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護予防・日常生活支援総合事業費	65,260	21,992	21,777	21,491
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	119,892	40,464	39,974	39,454
包括的支援事業(社会保障充実分)	48,066	16,223	16,026	15,817
地域支援事業費 (B)	233,218	78,679	77,777	76,762

(3) 介護保険の財源構成

保険料基準額の算定に用いられる第1号被保険者（65歳以上）の総給付費に対する負担率については、第7期から変更はなく23%となっています。



(4) 第1号被保険者負担分相当額の見込み

令和3年度から令和5年度までの標準給付費見込額、地域支援事業費の合計額に対して、第1号被保険者の負担割合23%を乗じた値が第1号被保険者負担相当額となります。

単位：千円

	第8期合計	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
標準給付費見込額 (A)	4,239,751	1,420,054	1,404,351	1,415,347
地域支援事業費 (B)	233,218	78,679	77,777	76,762
第1号被保険者負担割合	23.0%	23.0%		
第1号被保険者負担相当額 (C)	1,028,783	344,709	340,889	343,185

(5) 保険料収納必要額

令和3年度から令和5年度までの第8期計画期間に要する保険料収納必要額は以下のとおりとなります。

保険料収納必要額

＝第1号被保険者負担分相当額＋調整交付金相当額－調整交付金見込額
－準備基金取崩額

単位：千円

	第8期合計	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
第1号被保険者負担分相当額 (C)	1,028,783	344,709	340,889	343,185
調整交付金相当額	215,251	72,102	71,306	71,842
調整交付金見込額	427,785	145,502	141,329	140,954
準備基金取崩額	31,600		31,600	
保険料収納必要額 (D)	784,648		784,648	

(6) 第1号被保険者の介護保険料の基準額

保険料基準額：6,100円

＝保険料収納必要額÷保険料収納率見込（98.7%）÷所得段階別加入割合補正後被保険者数（10,861人）÷12か月

(7) 所得段階別保険料の基準額に対する割合

【令和3年度～令和5年度】

所得段階		月額保険料	年額保険料	所得要件
第1段階	0.5 (0.3)	3,050円 (1,830円)	36,600円 (21,960円)	・生活保護を受給している人 ・住民税非課税世帯で、 老齢福祉年金を受給している人 ・住民税非課税世帯で、 前年の合計所得金額と課税年金 収入額の合計が80万円以下の人
第2段階	0.75 (0.5)	4,575円 (3,050円)	54,900円 (36,600円)	住民税非課税世帯で、 第1段階に該当しない人で、 前年の合計所得金額と課税年金収入額 の合計が120万円以下の人
第3段階	0.75 (0.7)	4,575円 (4,270円)	54,900円 (51,240円)	住民税非課税世帯で、 第2段階に該当しない人で、 前年の合計所得金額と課税年金収入額 の合計が120万円を超える人
第4段階	0.9	5,490円	65,880円	同じ世帯内に住民税課税者がいるが、 本人は住民税非課税の人で、 前年の合計所得金額と課税年金収入額 の合計が80万円以下の人
第5段階	1.0	6,100円	73,200円	同じ世帯内に住民税課税者がいるが、 本人は住民税非課税の人で、 前年の合計所得金額と課税年金収入額 の合計が80万円を超える人
第6段階	1.2	7,320円	87,840円	住民税が課税されている人で、 前年の合計所得金額が 120万円未満の人
第7段階	1.3	7,930円	95,160円	住民税が課税されている人で、 前年の合計所得金額が 120万円以上210万円未満の人
第8段階	1.5	9,150円	109,800円	住民税が課税されている人で、 前年の合計所得金額が 210万円以上320万円未満の人
第9段階	1.7	10,370円	124,440円	住民税が課税されている人で、 前年の合計所得金額が 320万円以上の人

※第1段階から第3段階までについては、国・県・町の公費による「低所得者保険料軽減繰入金」による軽減が継続されることから、実質の負担割合はそれぞれ基準額の0.3、0.5、0.7となります。

(8) 広報体制の充実

介護保険制度や介護サービスの内容が町民に理解されるよう、介護保険の運営状況や各種サービスの内容、サービス提供事業者の紹介などのさまざまな内容を、地域包括支援センターの相談窓口において利用者の相談に応じるとともに、積極的に情報提供を行います。

また、冊子、ホームページ、窓口等、多様な媒体を通して広く情報を公開するとともに、社会福祉協議会や老人クラブなどの各種団体への広報も推進します。

(9) 適正な要介護認定

要介護認定は、訪問調査員の家庭訪問による調査票と主治医の意見書により認定審査会で審査・判定をしています。研修を実施し、参加を促進することで訪問調査員等の理解、認識等、資質の向上を図ります。

(10) 介護給付適正化に向けた取り組み

① ケアプラン点検

ケアプランの点検は、新規分、区分変更分及び様々な課題により、該当ケアマネジャーにヒアリングを実施します。

今後も引き続き実施することで、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取り組みの支援及び受給者の状態に適合していないサービス提供を改善するよう取り組みます。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
ケアプラン点検	目標	260件	260件	260件	290件	295件	300件
	実績	265件	293件	285件	—	—	—

② 介護給付費通知

給付費通知を利用者に送付し、介護保険制度への理解を深めています。

今後も介護保険制度への理解を深めていただけるよう、介護保険サービス受給者に対し、利用したサービスの利用実績の通知を行います。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護給付費通知	目標	4回	4回	4回	4回	4回	4回
	実績	4回	4回	4回	—	—	—

③ 住宅改修等の点検

1) 住宅改修の点検

住宅改修費の申請を受け、工事施工前に見積書、図面、写真等により、対象工事であるか、一般的な改修費であるか、受給者の状態にあった改修内容であるかについて点検していますが、写真等だけで確認できないなど疑義がある場合は訪問調査により適切な内容であるか確認を行います。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
書類点検の 実施率	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	100%	100%	100%	—	—	—

2) 福祉用具購入・貸与調査

申請書に記載されている福祉用具について、カタログにより確認するとともに、受給者の状態についてケアマネジャーから必要性を確認しています。

また、軽度者への貸与については、地域ケア会議等により判断することとし、受給者の身体の状態に応じた福祉用具の利用につなげています。

購入・貸与に係る事前事後点検について、受給者の状態に応じた利用となるよう実施するとともに、地域ケア会議等での検討やケアマネジャーと連携した点検の実施を進めます。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
購入後の 実施率	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	100%	100%	100%	—	—	—

④ 縦覧点検・医療情報との突合

1) 縦覧点検

点検作業から事業所への問い合わせ、過誤申立書の作成・過誤処理業務を国保連合会への委託により実施しています。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
件数	目標	10件	10件	10件	10件	10件	10件
	実績	3件	15件	10件	—	—	—

2) 医療情報との突合

点検作業から事業所への問い合わせ、過誤申立書の作成・過誤処理業務を国保連合会への委託により実施しています。

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
国保連合会に 委託	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	100%	100%	100%	—	—	—

(11) 民間事業者の参入促進

安定的な介護サービスの供給のためには、民間事業者の参入を促進していくことが必要となります。事業者と定期的に交流する機会を設けるなど、サービス供給量の安定的確保を図ります。

町民の多様なニーズに柔軟に対応するサービスを提供し、安心して暮らせるまちづくりを進めるため、公的機関や介護保険サービス提供事業者のみならず、NPO（民間非営利組織）や町民ボランティア等による付加的なサービス提供を促進します。

フォーマルサービスは、民間事業者のサービス供給量は安定していますが、インフォーマルサービス供給量の安定的確保が課題となっており、引き続き、NPO（民間非営利組織）や町民ボランティア等による付加的なサービス提供を促進することで確保を目指します。

(12) 地域密着型サービス運営委員会の開催

地域密着型サービスの適正な運営を図るために設置している地域密着型サービス運営委員会を年に1回開催し、本町の地域密着型サービスの適正な運営を図ります。

第8章 計画の推進

1. 連携体制の整備

(1) 庁内連携の強化

健康福祉部局における連携体制を強化し、計画の推進に努めます。また、高齢者の保健福祉施策は、町の保健・福祉に関わる担当課、関係機関のみならず、様々な分野とも深く関係することから、関係担当課とも十分な連携を図りながら計画の推進を目指します。

(2) 地域との連携

地域福祉を推進する上で重要な担い手となる、民生児童委員や福祉関係者、ボランティア、地域住民の自主活動組織、老人クラブ等とも連携を強化し、地域ニーズや課題の共有化を進め、きめ細かい高齢者保健福祉活動が実施できるように努めます。

(3) 県及び近隣市町との連携

介護保険制度の円滑な運営においては、介護サービスの広域的利用など周辺地域との関わりも大きいため、県や近隣市町との連携が不可欠となります。

そこで、県や近隣市町との情報交換や連絡体制の強化を図り、近隣地域とも一体となった介護保険事業及び高齢者保健福祉事業の展開を進めます。

2. 進捗状況の把握と評価の実施

計画内容を着実に実現するために、定期的に関係各課において計画の進捗状況を把握・評価するとともに、その後の事業への反映や、施策の見直し・調整を行います。特に、介護予防事業を効率的・効果的に実施する観点から、定期的に関護予防事業の評価を実施していきます。

また、今後は既存の地域包括支援センター等運営協議会において、計画の進捗状況等の把握・評価、介護保険事業運営上の諸問題等について協議します。

自立支援・重症化予防を推進することで、要介護認定率の低下及び介護予防・生活支援サービス事業への参加率の向上を目指します。

資料編

資料編

Ⅰ 海陽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 設置要綱

(目的)

第1条 介護保険法第117条の規定に基づく第7期介護保険事業計画(以下「計画」という。)の策定及び老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人保健福祉計画の見直しに関する必要な事項を審議するため、海陽町介護保険事業計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画を策定するための基本事項の検討及び総合的調整に関すること。
- (2) 計画案の策定に関すること。
- (3) その他計画の策定に当たって必要と認められること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、高齢者福祉施策に関し見識を有する者のうちから、町長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、策定委員会の会務を総括し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

(部会)

第6条 策定委員会は、必要に応じ部会を設置することができる。

2 部会は、委員長が指名する委員によって構成する。

3 部会には、部会長を置き、部会に所属する委員のうちから委員長が指名する。

4 部会は、委員長の承認を得て部会長が招集し、議長となる。

5 部会の結果は、部会長から委員長に報告するものとする。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことが出来る。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、計画の策定が完了したときに効力を失う。

2 海陽町介護保険事業計画策定委員会委員名簿

氏名	選任区分	役職等	備考
塩塚 成年	福祉関係代表	海陽町社会福祉協議会事務局長	委員長
山口 貴史	民間代表	グループホームぽかぽか 管理者	副委員長
神澤 賢	医療機関代表	海南病院長	
白川 光雄	医療機関代表	宍喰診療所長	
松田 啓次	医療機関代表	大里医院長	
村上 公子	民間代表	老人保健施設ジャンボ緑風会 管理者	
丸岡 由利子	被保険者代表	海南地区	
日和 登美子	被保険者代表	海部地区	
戎居 房子	被保険者代表	宍喰地区	
阿部 順次	保健医療関係	海陽町副町長	
戎谷 幸子	保健医療関係	海陽町福祉人権課保健師	

3 用語説明

【あ行】

■インフォーマルサービス

家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助などの公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援。インフォーマルケアともいう。

【か行】

■介護保険施設

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の3施設の総称。

■介護予防

元気な人も支援や介護が必要な人も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことを指す。

■基本チェックリスト

町が行う介護予防事業について、近い将来、要支援・要介護状態になる可能性がある高齢者を選定するために、厚生労働省が作成した25項目の調査のこと。

■ケアハウス

軽費老人ホームの1つで、60歳以上で身体機能の低下により独立した生活には不安があり、家族による援助が困難な高齢者のための施設。食事、入浴、生活相談、緊急時の対応等のサービスが受けられる。

■ケアプラン

要介護者が介護・保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、その心身の状況や置かれている環境、要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用するサービスの種類及び内容、担当者等を定めた計画のこと。介護サービス計画ともいい、居宅介護サービス計画と施設介護サービス計画の総称。

■ケアマネジメント

利用者の欲求や要望に沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できる様々な資源を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。

■ケアマネジャー

平成 12 (2000) 年 4 月に施行された「介護保険法」に基づく資格で、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等が心身の状況に応じて適切な介護サービス等を利用できるように市町村、介護サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整を図り、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な専門知識を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者。介護支援専門員ともいう。

■コーホート変化率法

過去のデータ（住民基本台帳データ等）から年齢階層別の変化率を算出して将来人口を推計するもので（変化率は自然増減・社会増減の合計）、各年齢別の平均余命や進学・就職による移動といった特性を変化率によって反映させるため、地域の特性をより反映させた推計方法。

【さ行】

■作業療法士

身体または精神に障がいのある人等に対して、積極的な生活を送る能力の獲得を図るため、種々の作業活動を用いての治療や訓練活動、指導等により作業療法を専門的に行う医学的リハビリテーション技術者。

■社会福祉協議会

社会福祉法において「住民主体による地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められており、各市町村単位で一つしか設置できない特別な社会福祉法人である。

地域住民・社会福祉団体・行政関係者など幅広い分野からの地域住民の参加のもと、社会福祉向上のため「民間」の立場で相互の調整役として大きな役割を果たしている。また、民間組織ではあるが他の社会福祉法人とは異なり、町民参加の原則・全戸会員制に基づいた事業の展開を図るほか、行政からの受託事業など、きわめて公共性の高い活動を行う団体である。

■新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）

厚生労働省が平成 25 (2013) 年度に公表した認知症施策の推進計画「認知症施策推進総合戦略 5 年計画（オレンジプラン）」に代わるもので、平成 27 (2015) 年 1 月に公表され、認知症施策を省庁横断的に取り組むこととした認知症施策の国家戦略のこと。

■生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

平成 27 (2015) 年度から養成が始まった、生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けた、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う人。

■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結等）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消したり等の保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、4親等内の親族が申立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されている。

【た行】

■第1号被保険者・第2号被保険者

介護保険では、第1号被保険者は65歳以上、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者のことをいう。第1号被保険者は、原因を問わず、要介護認定を受けた場合は介護保険のサービスを利用できるのに対し、第2号被保険者は、介護保険の対象となる特定の疾病が原因で要介護認定を受けた場合に、サービスを利用できる。

■団塊の世代

昭和22（1947）年から昭和24（1949）年までの3年間に出生した世代。

■団塊ジュニア世代

昭和46（1971）年から昭和49（1974）年までの4年間に出生した世代。

■地域共生社会

「支える側」と「支えられる側」という固定された関係ではなく、高齢者、障害者、児童、生活困窮者などを含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会。

■地域ケア会議

地域包括支援センターまたは市町村が主催し、多職種協同で高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

■地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続するため、そのニーズや変化に応じて、介護・医療・住まい等の必要なサービスが継続的かつ包括的に提供される仕組みのこと。

■地域包括支援センター

公正・中立な立場から、地域における高齢者の(1)総合相談・支援、(2)権利擁護、(3)介護予防マネジメント、(4)包括的・継続的マネジメントを担う中核機関。

■地域密着型サービス

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅・地域で生活を継続できるように提供されるサービスで、原則、利用は町民に限られる。サービスの種類は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護(※介護予防も設定)、小規模多機能型居宅介護(※)、認知症対応型共同生活介護(※)、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護の9種類をいう。

■超高齢社会

全人口に占める65歳以上人口の割合が7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会といわれている。

【な行】

■認知症

脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力等が徐々に低下して日常生活に支障をきたすようになった状態をいう。認知症は病気であり、単なるもの忘れとは区別される。

■認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。平成17(2005)年に厚生省が「認知症を知り地域をつくる10ヵ年」構想の一環として、「認知症サポーターキャラバン」事業がスタートし、認知症サポーターの養成が進められている。

■ネットワーク

社会福祉におけるネットワークとは、ある目的や価値を共有している人々の間で、所属や居住地域を超えて、人間的な連携を築いていく活動やその状況。

【は行】

■福祉用具

高齢者や障がい者の自立に役立ち、介護する方の負担を軽減するための用具。具体的には、特殊寝台、車いす、褥瘡（じょくそう）予防用具、歩行器等。

■ホームヘルパー

福祉の援助を必要とする高齢者や障がい者のもとに派遣され、家事・介護を行う人のことで、訪問介護員ともいう。

■ボランティア

一般に「自発的な意志に基づいて人や社会に貢献すること」を意味し、「自発性：自由な意志で行うこと」「無償性：利益を求めないこと」「社会性：公正に相手を尊重できること」といった原則がある。

【や行】

■有料老人ホーム

老人を入居させて、①入浴・排泄・食事等の介護の提供、②食事の提供、その他日常生活上の便宜としての③洗濯・掃除等の家事、④健康管理のいずれかを行う施設、特定施設入居者生活介護の指定を受け、自前で介護サービスを提供する「介護付」、入居者自身の選択により地域の介護サービス事業者が提供するサービスを利用しながら居住できる「住宅型」、要介護状態になった場合は退去しなければならない「健康型」の区分がある。

■要介護者

介護が必要な状態にある65歳以上の人及び介護が必要な状態にある40歳以上65歳未満の人であって、その要介護状態の原因である身体上または精神上的の障がいが増加に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定める特定疾病によって生じたものであるもの。

■要介護状態

身体上または精神上的の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて要介護状態区分（要介護1～5）のいずれかに該当する。

■要介護認定

介護が必要な状態であるかどうか、どの程度介護を必要とするかどうかを、市町村等が介護認定審査会で客観的に評価するもの。要介護認定は、要支援1・2、要介護1～5、非該当のいずれかに分類される。

■要支援者

要支援状態にある65歳以上の者、及び要支援状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要支援状態の原因である身体上または精神上の障がいがある者が政令で定める特定疾病によって生じたものであるもの。

【ら行】

■理学療法士

身体に障がいがある人に対して、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操等の運動や電気刺激、マッサージ、温熱等による理学療法を専門的に行う医学的リハビリテーション技術者。

■リハビリテーション

心身に障がいを持つ人の人間的復権を理念に、自立・社会復帰を目指して行う機能訓練や療法。本来は、社会的権利・資格・名誉の回復を意味し、社会復帰、更生、療養等の語が当てられる。

■療養病床

長期療養が必要な患者のための医療機関の病床。長期療養にふさわしい看護、介護体制を備えている。医療保険が適用される病床（医療療養病床）と、介護保険が適用される病床（介護療養病床）に別れており、介護保険適用の療養病床は介護療養型医療施設という。

【わ行】

■我が事・丸ごと

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むことができること。また、従来のような対象者ごとにサービスを整備する「縦割り」ではなく、あらゆるニーズを抱える住民を「丸ごと」支援できる体制。

海陽町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

発行年月 令和3(2021)年3月

発行 海陽町

〒775-0395

徳島県海部郡海陽町奥浦字新町44

電話 0884-73-4312

編集 海陽町 地域包括ケア推進課
